



広島大学文学部紀要  
第五三卷特輯号一

(一九九三年十二月)

魏了翁 『春秋左傳要義』 について

野間文史

魏了翁 『春秋左傳要義』 について

野間文史

# 目次

一	はじめに	1
二	九經要義について	2
三	春秋左傳要義の体裁 その一	6
四	春秋左傳要義の体裁 その二	17
五	春秋左傳要義の体裁 その三	23
六	九經疏の版本について	28
七	春秋正義校勘の資料としての春秋左傳要義	32
八	春秋左傳要義の底本について	40
九	禮記要義・周易要義について	47
十	儀禮要義について	53
十一	おわりに	56
付録一	春秋左傳要義標目	64
付録二	宋代九經疏関係略年表	95

## 一 はじめに

南宋の魏了翁（二六一―二三七）、字は華父、号は鶴山。彼が進士に登第した慶元五年の翌年、数え年二十三歳の時、かの道学の集大成者朱子（二三一―三〇〇）が没しており、生前の朱子その人に面会する機会のないことを遺憾としたが、数年後の開禧年間（二二五―二二七）に朱子の高弟、輔廣・李燾との交わりを得ることになる。当時は「偽学の禁」として知られるように「道学を言うを諱む」時代であったが、後に朱子の著作の一部が魏了翁の序文を附して刊刻されたことから推測される通り、彼の意識としては道学の継承者をもって自ら任じていたようである。清朝の黄宗羲『宋元學案』は「晦翁私淑」と位置づけた。その伝記は『宋史』儒林伝に見える。それによると、彼の著作には『鶴山集』や『九經要義』をはじめとして、『周易集義』・『易舉隅』・『周禮井田圖說』・『古今考』・『經史雜抄』、そして『師友雅言』等の諸書があったといふ。<sup>①</sup>

さて本稿で取り上げる『春秋左傳要義』という書物は、その体裁並びにおそらくはその著作意図をも同じくする『九經要義』中のひとつである。そして本稿は、この『春秋左傳要義』が唐の孔穎達奉勅撰『春秋正義』校勘の資料としての程度の価値を持つかについて検討することを主たる目的とするものであるが、その過程において『春秋左傳要義』を含む『九經要義』の性格及びこれをめぐる諸問題についても、若干の知見を述べることになるであろう。

本稿では、先ず『九經要義』全体について書誌学的に概観し、次いで『春秋左傳要義』の体裁を三節にわたって分析する。その具体例を検討する中で、魏了翁『九經要義』の書物としての性格・特徴が明らかにできれば幸いである。次に本稿の目的である『春秋左傳要義』の『春秋正義』校勘の資料としての価値について検討し、それをもとに、魏了翁当時の『九經疏』流布の状況を勘案しつつ、『春秋左傳要義』の底本を推定する。そして他の『九經要義』のうち、『禮記要義』と、『周易要義』、さらに『儀禮要義』の一部と比較対照することによって、その推定を確認する。そして最後に、

『九經要義』著作意図に関し、ひとつの仮説を提出してみた。本稿の構成は以上の通りである。<sup>②</sup>

① 「四部叢刊」中に『鶴山先生大全文集』一百十巻が採録されており、その巻末には「師友雅言」が付録されている。また「寶顏堂秘笈」には『古今考』『經外雜鈔』を収める。なお『周易集義』については第十一節に後述。

② 筆者の魏了翁、そして『九經要義』に関する先学の研究成果への調査は、実のところ十全とは言いがたい。管見の及ぶところでは、「ピブリア」誌 No 23 (古版書誌論叢 天理圖書館 昭和三十七年) 所収の吉川幸次郎氏「魏鶴山先生毛詩要義跋」(全集本第十三巻所収)と尾崎雄二郎氏「毛詩要義と著者魏了翁」の二つの論文、また『朱子学大系第十巻 朱子の後学(上)』(明德出版社 昭和五十一年) 所載の伊東倫厚氏「魏鶴山」の項がその主要なものである。

## 二 九經要義について

さて既述の通り本稿の主たる考察の対象は『春秋左傳要義』であるが、その検討に入る前に、この書物を含む『九經要義』についても触れておくべきであろう。『宋史』儒林・魏了翁伝には、この『九經要義』について、

了翁の靖(州)に至るや、湖・湘・江・浙の士、千里を遠しとせず、書を負ひて従ひ学ぶ。乃ち『九經要義』百巻を著す。訂定詳密にして、先儒の未だ有らざる所なり。

と述べている。魏了翁が靖州に左遷されたのは宝慶元年(三三五)、許されて復職したのが紹定四年(三三三)であるから、その五十歳をはさんだ、彼にとつては晩年に近い数年の間の著作だということになる。

ところが「宋史」藝文志の方には「九經要義」全体としての著録は無く、以下のようにそれぞれの經書ごとの「要義」として見えており、その総巻数も儒林伝に述べている「百卷」よりもはるかに多い。

魏了翁易要義	一十卷
魏了翁書要義	二十卷
魏了翁詩要義	二十卷
魏了翁儀禮要義	五十卷
魏了翁禮記要義	三十三卷
魏了翁周禮要義	三十卷
魏了翁春秋要義	六十卷
魏了翁論語要義	一十卷
(計二百三十三卷)	

しかも以上ではこれが「八經」に過ぎないことは明白である。そこで清・朱彝尊(一六九一—一七七二)『經義考』卷二百四十四所引の明・張萱重編の「内閣書目」によると、万曆年間に内閣に収蔵されていた『九經要義』としては、

儀禮七冊 禮記三冊 周易二冊 尚書一冊 春秋二冊 論語二冊 孟子二冊 類目六卷

が伝存していたということであるから、先の「八經」にさらに『孟子要義』十四卷(『經義考』卷二百三十五)が加わってはじめて『九經要義』となるのであろう。最後に見える「類目」とは後述する「標目」を一つにまとめたものだと

思われる。ただし、『孟子』を加えた「九經」という呼称は、唐代までの經学上の通念とはいささか異なること、それはまた宋代における『孟子』に対する評価とも関係するであろうし、『孟子疏』は孫奭に仮託されたものだという見解が当時すでに定説化していたこと、さらにはまた『經義考』において「魏氏了翁九經要義二百六十三卷 分見諸經、外有類目六卷」と述べる総巻数の問題等、検討すべき事柄も少なくはないが、今はすべて省略に従うこととしたい。

さてこの『九經要義』は、魏了翁没後十五年目の淳祐十二年（三五三）、その仲子である魏克愚によって徽州の地で刊刻された（『經義考』卷三十三所引の方の魏了翁『周易集義』に付した跋文による）。現在この版本が一部なりとも残るのは『周易』・『毛詩』・『儀禮』・『禮記』の四『要義』で、他は鈔本として伝わるものである。そして現存する『九經要義』は、完本・残本併せて左の通り。なおその下に、これらを収録する叢書名をも挙げておいた。<sup>③</sup>

周易要義	十卷	刊本(北京図書館)↓四部叢刊統編(原缺卷三至六)	四庫全書(珍本六集)	*	
尚書要義	二十卷序説一卷	鈔本(北京図書館)	宛委別藏	四庫全書(珍本六集 原缺卷七至九 十二至十四)	*
毛詩要義	二十卷	刊本(天理図書館)			*
儀禮要義	五十卷	刊本(北京図書館)故宮博物院)	四庫全書(珍本六集 原缺卷三十三至三十一)		*
禮記要義	三十三卷	刊本(北京図書館)↓四部叢刊統編(原缺卷一至二)	宛委別藏		*
春秋左傳要義	三十一卷首一卷	鈔本	四庫全書(珍本初集 原缺卷十八至二十一)		*

これによると、「四庫全書」中には『周易』、『尚書』、『儀禮』、『左傳』の四『要義』が収録されていることが分かる。そこで、それぞれの「四庫提要」の記述を手がかりにすることによって、あらかじめ「九經要義」の概略をつかんでおきたい。

了翁、經を説く者の、但だ成言を誦習するを知るのみにて、之れを詳博に求むること能はざるを以て、因りて諸經の注疏の文を取り、事に執り類を別かちて之れを録す。之れを九經要義と謂ふ。此は其の中の第一部なり。……故に是の編の録する所は、注疏を主として文を釋すと雖も、而れども採掇〔ひろいとる〕すること謹嚴、別裁〔えらびとる〕すること精審にして、支蔓を剪除して、独り英華を撮るものと謂ふべし。〔『周易要義』の項〕

了翁の讀せられて靖州に居りし時、九經要義を著す。凡て二百六十三卷なり。皆な注疏中の精要の語を摘み、標するに目次を以てし、以て簡閲に便ならしむ。〔『尚書要義』の項〕

每篇に於て各おの条目を為り、而して注疏より節取し、下方に録すること、周易要義と略ほ同じ。蓋し其の著書の本例是の如きなり。儀禮の一經は最も難説為りて、諸儒の訓詁も亦た稀なり。……了翁取りて之れを刪剔し、綱目を分臚〔わかちならべる〕し、条理秩然たり。品節度数の辨をして、卷を展きて即ち知り、復た辭義の轉轄〔わかりにくい〕を以て病と為さざらしむ。其の梳爬〔かきけずる〕・剔抉〔きりとる〕せること、學者に於て最も功有りと為す。〔『儀禮要義』の項〕

其の書は注疏の文を節録し、毎条の前に各おの標題を為し、而して承くるに先後次第を以てす。諸經の要義と体例並びに同じ。……凡そ疏中の日月名氏の曲説煩重瑣屑なる者は、刊除して録せざるもの多し。而して名物度数の間は、則ち繁を削り要を挙げ、本末燦然たり。……了翁の輯むる所、亦た其の要領を得たりと謂ふべし。〔『春秋左傳要義』の項〕



これら「四庫提要」の解題によると、『九經要義』という書物は、「注疏」の文章の冗漫な部分を削除し、その精要の語のみを摘録し、さらにこれに標題をつけて、読者の便に供したものだということである。

そうだとすると、魏了翁が「注疏」を摘録節取するに当たつての規準はどのようなものであつたのか、また「注疏」の文章に手を加えることなくそのまま抜粋したものなのか、あるいは改変を施したものなのか、さらには『九經要義』が依拠したテキストはいかなるものであつたのか、そしてその著作意図は那邊にあつたのか、等もまた検討されなければならぬ問題とならう。そこで次節以下では、『春秋左傳要義』の具体例を分析していくことを通じて、右の問題点のいくつかについても検討するつもりである。

③ ちなみに「宛委別藏」とは、清の阮元（仁甫一八四〇）が「四庫全書」未収の善本一百七十二種（現存一百六十種）を輯めた宋・元の旧鈔本のみの叢書であり、現在では、台湾の故宮博物院に所蔵されている。近時、台湾商務印書館から影印本が刊行されている。また、光緒中（十年・十二年）に江蘇書局から刊行された「五經要義」本（\*印）に関して言えば、「妄りに原形を更改したり、また不注意によつて誤刻したりしたと思われる所が多」とのことである（前掲尾崎氏論文。また吉川幸次郎氏「東方文化研究所経学文学研究室毛詩正義校定資料解説」東方学報京都第十三冊第二分・全集本第十巻）。

### 三 春秋左傳要義の体裁 その一

現存する『春秋左傳要義』は「四庫全書」中に収められたものが唯一のようで、これが後に「四庫全書珍本初集」に影印本として公刊されている（民国二十三年・四年「三編・三卷」）。もちろん初刻の刊本は伝わらず、朱彝尊『經義考』にも「魏氏了翁 春秋要義 宋志六十巻 未見」と記述するのみである。「四庫提要」によれば、明代にすでに原書六十

卷中三十一巻を存するばかりで、これとてもはや稀觀の書物であつたという。

さて『春秋左傳要義』が、孔穎達『春秋正義』（左傳注疏）のいかなる部分を節取したのか。その具体的様相を知るためには、なによりも両書の文章を対照してみるのが一番手っとり早い。以下にその最初の例として、『春秋正義』の冒頭を引用しよう。その底本にはいわゆる阮刻本（嘉慶二十年江西南昌府學開雕）を用いる。

先ず『春秋正義』巻一の第一葉表から四葉裏まで（〇一〇a～〇四b）を上段に引用し、下段に『春秋左傳要義』（巻首）を配した。上段の『正義』の文章は、省略した箇所を示す「……」を除けば、筆者の考えによつて段落分けを施したり、下段との対応のため行が跳んでいる箇所が有るものの、すべて連続した文章である。（ただし『要義』が『春秋正義』の冒頭部分から節録していないため、紙幅の都合で省略した部分が多いことをお断りしておく。本稿の頁数でいえばほぼ二頁分に当たる。）また上段の「一」は、旧著『春秋正義の世界』（溪水社 一九八九年）中で、この部分の拙訳につけた「見出し」である。これは下段の『要義』の見出し（これにも「一」を付けている）、すなわち後述する「標目」を見る際の参考に供するものである。

長文でしかも原文のみの引用であるが、『春秋左傳要義』が『春秋正義』からどのような形式で、またどの程度の分量を節録しているか、さらにはまたその節録の仕方はいかなるものであつたのか、それらを概略ながらつかめるならば、この場合、文章の内容はさて置いて、引用の目的は達せられることになるであろう。

春秋左氏傳序（〇一〇a）

【一】の序の表題の異同】

正義曰、此序題目文多不同。……

【釈例序であるという説の非について】

南人多云此本釋例序、後人移之於此。……

【序の意味】

序與敍音義同。爾雅釋詁云「敍緒也」。……

【この序の構成】

此序大略、凡有十一段、……

【左氏学の展開】

賈逵大史公十二諸侯年表序云「魯君子左丘明作傳」。據劉向別錄云「左丘明授曾申、申授吳起、起授其子期、期授楚人鐸椒、鐸椒作抄撮八卷、授虞卿、虞卿作抄撮九卷、授荀卿、荀卿授張蒼」。此經既遭焚書而亦廢滅、及魯共王壞孔子舊宅、於壁中得古文逸禮有三十九篇、書十六篇。

天漢之後孔安國獻之。遭巫蠱倉卒之難、未及施行。及春秋左氏、丘明所修、皆古文舊書、多者二十餘通、藏於秘府、伏而未發。

漢武帝時、河間獻左氏及古文周官。光武之世、議立左氏學、公羊之徒上書訟公羊抵左氏、左氏之學不立。

成帝時劉歆校秘書、見府中古文春秋左氏傳、歆大好之。

【十 左傳傳授源流】

賈逵大史公十二諸侯年表序云「魯君子左丘明作傳」。據劉向別錄云「左丘明授曾申、申授吳起、起授其子期、期授楚人鐸椒、鐸椒作抄撮八卷、授虞卿、虞卿作抄撮九卷、授荀卿、荀卿授張蒼」。此經既遭焚書而亦廢滅、及魯共王壞孔子舊宅、於壁中得古文逸禮有三十九篇、書十六篇。

【十一 武帝世議立左氏學、公羊之徒詆之】

天漢之後孔安國獻書。遭巫蠱倉卒之難、未及施行。及春秋左氏、丘明所修、皆古文舊書、多者二十餘通、藏於秘府、伏而未發。

漢武帝時、河間獻左氏及古文周官。光武之世、議立左氏學、公羊之徒上書訟公羊詆左氏、左氏之學不立。

【十二 自劉歆後章句義理始備】

成帝時劉歆校秘書、見府中古文春秋左氏傳、歆大好之。

時丞相尹咸以能治左氏、與歆共校傳。歆略從咸及丞相翟方進受、質問大義。初左氏傳多古字古言、學者傳訓詁而已。及歆治左氏、引傳文以釋經、轉相發明、由是章句義理備焉。歆以爲左丘明好惡與聖人同、親見夫子。而公羊穀梁在七十二弟子後、傳聞之與親見、其詳略不同。歆數以問向、向不能非也。及歆親近、欲建立左氏春秋及毛詩逸禮古文尚書、皆列於學官。哀帝令歆與五經博士講論其義、諸儒博士或不肯置對。歆因移書於大常博士責讓之。和帝元興十一年、鄭興父子及歆創通大義、奏上左氏、始得立學、遂行於世。至章帝時、賈逵上春秋大義四十條、以抵公羊穀梁、帝賜布五百匹。又與左氏作長義。至鄭康成箴左氏膏肓、發公羊墨守、起穀梁廢疾。自此以後二傳遂微、左氏學顯矣。

春秋至名也 (〇一〇二b)

人臣奉主、品目不同。掌事曰司、掌書曰史。史官記事、爲書立名、以春秋二字爲記事之書名也。

正義曰、從此以下至「所記之名也」明史官記事之書名曰春秋之意。

【孔子以前の春秋】

時丞相尹咸以能治左氏、與歆共校傳。歆略從咸及丞相翟方進受、質問大義。初左氏傳多古字古言、學者傳訓詁而已。及歆治左氏、引傳文以釋經、轉相發明、由是章句義理備焉。歆以爲左丘明好惡與聖人同、親見夫子。而公羊穀梁在七十二弟子後、傳聞之與親見、其詳略不同。歆數以問向、向不能非也。及歆親近、欲建立左氏春秋及毛詩逸禮古文尚書、皆列於學官。哀帝令歆與五經博士講論其義、諸儒博士或不肯置對。歆因移書於大常博士責讓之。和帝元興十一年、鄭興父子依歆創通大義、奏上左氏、始得立學、遂行於世。至章帝時、賈逵上春秋大義四十條、以抵公羊穀梁、帝賜布五百匹。又與左氏作長義。至鄭康成箴左氏膏肓、發公羊墨守、起穀梁廢疾。自此以後二傳遂微、左氏學顯矣。

【十三 舊有春秋之名、仲尼脩魯史爲春秋】

春秋之名經無所見、惟傳記有之。昭二年韓起聘魯、稱「見魯春秋」。外傳晉語司馬侯對晉悼侯云「羊舌肸習於春秋」。楚語申叔時論傅太子之法云「教之以春秋」。禮坊

記云「魯春秋記晉喪曰殺其君之子奚齊」。又經解曰「屬辭比事春秋教也」。凡此諸文所說、皆在孔子之前、則知未修之時、舊有春秋之目。其名起遠亦難得而詳。禮記內則稱「五帝有史官」。既有史官、必應記事。但未必名爲春秋耳。

【魯史記と稱したところについて】

據周世法則每國有史記、當同名春秋、獨言「魯史記」者、仲尼脩魯史所記、以爲春秋。止解仲尼所脩春秋、故指言魯史。言脩魯史春秋以爲褒貶之法也。

記事至異也 (〇一〇二b)

既辨春秋之名、又言記事之法。「繫」者以下綴上、以末連本之辭、言於此日而有此事、故「以事繫日」。月統日故「以日繫月」、時統月故「以月繫時」、年統時故「以時繫年」。所以紀理年月遠近、分別事之同異也。

【史文先欠と後人脱誤】

若隱三年「春王二月己巳日有食之」、二年「秋八月庚辰

春秋之名經無所見、惟傳記有之。昭二年韓起聘魯、稱「見魯春秋」。外傳晉語司馬侯對晉悼侯云「羊舌肸習於春秋」。楚語申叔時論傅太子之法云「教之以春秋」。禮坊記云「魯春秋記晉喪曰殺其君之子奚齊」。又經解曰「屬辭比事春秋教也」。凡此諸文所說、皆在孔子之前、則知未修之時、舊有春秋之目。其名起遠亦難得而詳。禮記內則稱「五帝有史官」。既有史官、必應記事。但未必名爲春秋耳。

據周世法則每國有史記、當同名春秋、獨言「魯史記」者、仲尼脩魯史所記、以爲春秋。

公及戎盟于唐」之類、是事之所繫、年時月日四者皆具文也。史之所記皆應具文、而春秋之經文多不具。或時而不月、月而不日、亦有日不繫月、月而無時者。史之所記、日必繫月、月必繫時。春秋二百四十二年之間、有日無月者十四、有月無時者二。或史文先闕、而仲尼不改、或仲尼備文、而後人脫誤。

#### 【具體例】

四時必具乃得成年。桓十七年五月無夏、昭十年十二月無冬。二者皆有月而無時。既得其月、時則可知。仲尼不應故闕其時獨書其月。當是仲尼之後、寫者脫漏。其日不繫於月、或是史先闕文。若僖二十八年冬下無月而有壬申丁丑。計一時之間再有此日。雖欲改正、何以可知。仲尼無以復知。當是本文自闕、不得不因其闕文、使有日而無月如此之類蓋是史文先闕、未必後人脫誤。

#### 【史官の立文の詳略】

其時而不月、月而不日者、史官立文亦互自有詳略。何則案經朝聘侵伐執殺大夫土功之屬、或時或月、未有書日者其要盟戰敗崩薨卒葬之屬、雖不盡書日而書日者多、是其本有詳略也。計記事之初、日月應備。但國史總集其事、

#### 【十四 春秋亦有無時無月】

四時必具乃得成年。桓十七年五月無夏、昭十年十二月無冬。二者皆有月而無時。既得其月、時則可知。仲尼不應故闕其時獨書其月。當是仲尼之後、寫者脫漏。其日不繫於月、或是史先闕文。若僖二十八年冬下無月而有壬申丁丑。計一時之間再有此日。雖欲改正、何以可知。

書之於策、簡其精麤、合其同異、量事而制法、率意以約文。史非一人、辭無定式、故日月參差、不可齊等。及仲尼脩改、因魯史成文、史有詳略、日有具否、不得不即因而用之。

【時代・赴告の詳略】

案經傳書日者凡六百八十一事。自文公以上書日者二百四十九。宣公以下亦俱六公、書日者四百三十二。計年數略同而日數向倍。此則久遠遺落、不與近同。且他國之告有詳有略。若告不以日、魯史無由得其日而書之。如是則當時之史、亦不能使日月皆具。當時已自不具、仲尼從後脩之、舊典參差、日月不等、仲尼安能盡得知其日月皆使齊同。去其日月則或害事之先後、備其日月則古史有所不載自然須舊有日者因而詳之、舊無日者因而略之。亦既自有詳略、不可以爲褒貶、故春秋諸事、皆不以日月爲例。

【日月を以て義例とするのは卿卒・日食のみ】

其以日月爲義例者、唯卿卒日食二事而已。故隱元年「冬十有二月公子益師卒」傳曰「公不與小斂故不書日」。桓十七年「冬十月朔日有食之」傳曰「不書日官失之也」。丘明發傳唯此二條、明二條以外皆無義例。既不以日爲例

【十五 以日月爲義例、惟卿卒日食】

致春秋諸事、皆不以日月爲例。

其以日月爲義例者、唯卿卒日食二事而已。故隱元年「冬十有二月公子益師卒」傳曰「公不與小斂故不書日」。桓十七年「冬十月朔日有食之」傳曰「不書日官失之也」。丘明發傳唯此二條、明二條以外皆無義例。既不以日爲例

獨於此二條見義者、君之卿佐是謂股肱、股肱或虧、何痛如之。病則親問、斂則親與。卿佐之喪、公不與小斂、則知君之恩薄。但是事之小失、不足以貶人君。君自不臨臣喪、亦非死者之罪。意欲垂戒於後、無辭可以寄文、而人臣輕賤、死日可略、故特假日以見義也。

日食者天之變、甲乙者曆之紀、朔是日月之會、其食必在朔日。是故史書日食必記月朔。朔有甲乙、乃可推求、故日有食之、須書朔日。日與不日唯此而已。月與不月、傳本無義。公羊穀梁之書、道聽塗說之學、或日或月、妄生褒貶。先儒溺於二傳、橫爲左氏造日月褒貶之例。故杜於大夫卒例備詳說之。仲尼刊定、日無褒貶。而此序言「史官記事必繫日月時年」者、自言記事之體須有所繫、不言繫之具否皆有義例也。

### 【日の意味】

春秋感精符曰「日者陽之精、耀魄光明所以察下也」。淮南子曰「積陽之熱氣生火、火氣之精者爲日」。劉熙釋名曰「日實也。光明盛實」、是說日之義也。日之在天、隨天轉運。出則爲晝、入則爲夜。故每一出謂之一日。日之先後無所分別、故聖人作甲乙、以紀之。世本云「容成造

獨於此二條見義者、君之卿佐是謂股肱、股肱或虧、何痛如之。病則親問、斂則親與。卿佐之喪、公不與小斂、則知君之恩薄。但是事之小失、不足以貶人君。君自不臨臣喪、亦非死者之罪。意欲垂戒於後、無辭可以寄文、而人臣輕賤、死日可略、故特假日以見義也。

日食者天之變、甲乙者曆之紀、朔是日月之會、其食必在朔日。是故史書日食必記月朔。朔有甲乙、乃可推求、故日有食之、須書朔日。日與不日唯此而已。月與不月、傳本無義。

### 【六 釋日月甲子之義】

春秋感精符曰「日者陽之精、耀魄光明所以察下也」。淮南子曰「積陽之熱氣生火、火氣之精者爲日」。劉熙釋名曰「日實也。光明盛實」、是說日之義也。日之在天、隨天轉運。出則爲晝、入則爲夜。故每一出謂之一日。日之先後無所分別、故聖人作甲乙、以紀之。世本云「容成造



曆、大撓作甲子」。宋忠注云「皆黃帝史官也」。

【月の意味】

感精符曰「月者陰之精、地之理也」。淮南子曰「積陰之寒氣久者爲水、水氣之精者爲月」。劉熙釋名曰「月闕也、滿而闕缺」、是說月之義也。月之行天、其疾於日十三倍有餘、積二十九日過半而行及日、與月相會。張衡靈憲曰「日譬火、月譬水。火外光、水含景。故月光生於日之所照、魄生於日之所蔽。當日則光盈、就日則明盡」。然則以明一盡謂之一月。所以總紀諸月也。三月乃爲一時四時乃爲一年。故遞相統攝紀理庶事。

【紀遠近、別同異】

「紀遠近」者前年遠於後年、後月近於前月、異其年月則遠近明也。「別同異」者共在月下則同月之事、各繫其月則異月之事、觀其月則異同別矣。若然、言正月二月則知是春、四月五月則知是夏。不須以月繫時足明遠近同異。必須「以月繫時」者、但以日月時年各有統屬、史官記事唯須順敘、時既管月、不得不以月繫時。

【日を重ねて記する例】

案經未有重所月者、日則有之。桓十二年「冬十有一月丙

曆、大撓作甲子」。宋忠注云「皆黃帝史官也」。

感精符曰「月者陰之精、地之理也」。淮南子曰「積陰之寒氣久者爲水、水氣之精者爲月」。劉熙釋名曰「月闕也、滿而闕缺」、是說月之義也。月之行天、其疾於日十三倍有餘、積二十九日過半而行及日、與日相會。張衡靈憲曰「日譬火、月譬水。火外光、水含景。故月光生於日之所照、魄生於日之所蔽。當日則光盈、就日則明盡」。然則以明一盡謂之一月。所以總紀諸月也。

【十六 經有重書日非義例】

案經未有重所月者、日則有之。桓十二年「冬十有一月丙

戊、公會鄭伯盟于武父。丙戌、衛侯晉卒」、一日再書者  
史本異文、仲尼從而不改。故杜云「重書丙戌非義例、因  
史成文也」。

戊、公會鄭伯盟于武父。丙戌、衛侯晉卒」、一日再書者  
史本異文、仲尼從而不改。故杜云「重書丙戌非義例、因  
史成文也」。

以上、八頁にも及ぶ長文の引用になってしまったが、若干の文字の異同（これこそが実は本稿で検討すべき主要な問題であるが、ここではそれを措いて）を除けば、『要義』はおおむね『正義』のあるままとまった部分を摘録していることが分かる。またこの箇所が『正義』の冒頭で、内容の上からも重要なところであるため、『要義』の摘録部分が多い（したがって魏了翁が削除した程度が少ない）が、『要義』全体の参考とはなるであろう。

そして『要義』にはそれぞれの摘録文の冒頭に標題、おそらくこれが前掲「内閣書目」にいうところの「類目」が通し番号とともに冠せられている。これを本稿では仮に「標目」と呼ぶこととしたい。今一度これらをまとめてみよう。

十 左傳傳授源流

十一 武帝世議立左氏學、公羊之徒詆之

十二 自劉歆後章句義理始備

十三 舊有春秋之名、仲尼脩魯史爲春秋

十四 春秋亦有無時無月

十五 以日月爲義例、惟卿卒日食

十六 釋日月甲子之義<sup>④</sup>

十七 經有重書日非義例

これを先に述べた拙訳の「見出し」と対照してみるに、その「標目」の付け方はおおむね的確と申してよいと思われる。「春秋左傳要義」はこのような体裁で、巻首(序)・巻一(隱公元年)から巻三十一(襄公四年)までが、途中の巻十八から二十一までの欠略があるものの、現存しているわけで、したがってこれは「春秋左傳要義」全書の半分弱ということになる。

さて次に考えるべきは、魏了翁が「要義」としていかなる規準をもとに「正義」中から節録したのか、という問題である。しかし、右の引用部分からそれを明確にするのが甚だ困難であるばかりでなく、全体を通じて、魏了翁の見識の実態を言い当てるのは容易なことではない。ただ「春秋左傳要義」全体を見てみると、極めて大まかな印象ではあるが、やはりそこにはある種の傾向が見られるようである。これについてもやはり「四庫提要」に、

凡そ疏中の日月名氏の曲說煩重瑣屑(些末なことをあれこれと細かく繰り返し論じているもの)なるものは、刊除して録せざるもの多し。而して名物度数の間は、則ち繁を削り要を擧げ、本末燦然たり。蓋し左氏の書は典制に詳らかなれば、三代の文章禮樂(文化)は猶ほ以て其の大凡を考見すべし。

と述べているのが参考となる。筆者の印象でも、「要義」には魏了翁の「名物度数」、つまり「禮樂制度」への強い関心が伺える。そのことは、長文の「正義」をほとんど省略することなく摘録するものの中に、「禮樂制度」について論じたものが極めて多いからである。

たとえば「要義」巻一の「標目」でいえば、「十五 天子盟諸侯之禮之時之法」・「十六 諸侯盟之壇之神之、牲及口血坎埋」・「十七 大國制盟辭、小國尸其事」と連続する長文の摘録は「盟禮」に関するもの、また巻二の「一 諸說雉不同、杜以長三丈爲正」・「二 侯伯城方五里、約考工記文」・「三 鄭氏考工典命城方若千里凡兩解」・「四 杜以典命、

國家非謂城居」にわたって摘録するのは、「城郭制度」に関するもの、「十八 既葬除喪、惟杜有此說」・「十九 杜預除喪之說、嘗爲晉人所怪」は「三年の喪」についての杜預の短喪説に関するもの等、を具体例として挙げておこう。この他にも「祭祀」・「軍事制度」・「服飾制度」・「昏禮」・「聘禮」・「諸国の興滅」・「地名」・「曆法」・「天文現象」等についての魏了翁の関心が伺えるようである。また「易」についての議論を見落とすことが無いことを付言しよう。まとめてみるなら、それはいわゆる三代の文物制度にかかわる「禮制」への関心の強さである。往古の三代の禮樂制度を明らかにすることを目的として書かれた「古今考」の著者魏了翁の面目がここにも見出せると言つてよいであろうか。

したがって、専ら「春秋」の書法についてののみ論じたもの、単なる訓詁の考証、制度との係わりの少ない「名物」、たとえば動植物の名称の考証などについては、「要義」はやや冷淡なように見受けられる。あくまでも「禮樂制度」が問題であつただ。以上のことをひとまずここでは確認しておきたい。

④ この「六 釋日月甲子之義」だけが「春秋正義」の順序通りではなく、十五と十六の間に割つて入つた形になっていることについては、「八節」で取り上げている。

#### 四 春秋左傳要義の体裁 その二

次いで『春秋左傳要義』の体裁が、前節に挙げた例のように、「春秋正義」のあるままとまつた部分を節取したものから成り立っているものがその大部分を占めている、ということもやはり確認しておかなければなるまい。

ただ、時として以下に挙げるような、その一部を省略した節録の仕方をすることも有る。この例では、上段に『正義』の文章を引用し、参考までに下段に拙訳を付した。そして『正義』の原文に傍線を施した部分が『要義』の摘録した箇

所で、卷一の「標目」は「二十八 邾儀父得王命必在北杏後」である。なおその前文は『左傳』文、〔 〕内は杜預注。以下も同様。

○三四b・五a 【傳】三月、公及邾儀父盟于蔑、邾子克也。未王命、故不書爵。曰儀父、貴之也。〔王未賜命以爲諸侯、其後儀父服事齊桓以獎王室、王命以爲邾子、故莊十六年經書邾子克卒〕

注王未至克卒○正義曰、莊十三年、齊桓會諸國于北杏、邾人在焉。及十六年而書「邾子克卒」、故知由事齊桓乃得王命也。賈服以爲「北杏之會時已得王命」。蓋以北杏之會邾人在列、故謂其已得命也。列

與不列在於主會之意。不由有爵與否。襄二十七年宋之盟、齊人請邾、宋人請滕、邾滕不列於會、故不書邾滕。襄五年戚之會、穆叔以屬鄆爲不利、使鄆大夫聽命于會、故經書鄆人。然則爲人私屬、則不列於會、不爲人私屬、則列於會。不可據列會以否、以明有爵也。昭四年

注王未至克卒○正義に曰く、莊公十三年に、齊の桓公が諸國を北杏に會合させた際、邾人もその中にいた。十六年になつて「邾子克、卒す」と書かれている。それゆゑ齊桓公に服事したことによつて、はじめて王命を受けたことが分かる。ところが賈逵・服虔は「北杏の會合の時にすでに王命を得ていた」とみなしている。おそらく北杏の會合に邾人が諸侯の列に加わっていることから、すでに命を得ていたものと考えたのであろう。

(しかしながら)列に加わるか否かについては、會合主催者の考えひとつにあるのであつて、爵命があると否とは関係が無い。(たとえば)襄公二十七年の宋の盟に、齊人が邾に、宋人が滕にそれぞれ請求し、邾・滕の二國は會合に列席しなかつた。そのため(經には)邾・滕を書いていない。(逆に)襄公五年の戚の會では、穆叔が鄆を(自國に)付属させることを不利だと考え、鄆の大夫を會合で命を聴かせたため、經には鄆を書いている。そうだとすれば、人の私屬となれば會合に列席しないし、私屬とならなければ會合に列席する。會合に列席すると否とを根拠として、爵位の有無を明らかにすることはできないのである。昭公四年の申の會合に、

申之會、淮夷列焉。未必有爵也。

邾今無爵得與魯盟、北杏會齊、何須有爵。莊十五年「會于鄆」傳曰「齊始霸」、則齊桓爲霸、自鄆會始耳。北杏之時、諸侯未從、霸功未立。桓尚未有殊勲、儀父何足可紀。且齊桓未有功於王焉。能使王命之、其得王命必在北杏之後。但未知定是何年耳。

服虔云「爵者醮也。所以醮盡其材也」。

この条の『正義』は、邾国が王命を受けた時期が何時であるかということを問題とするのがその内容である。すなわち、「北杏の会」以前にすでに受命していたとする賈逵・服虔説と、これ以後であるとする杜預説が対立している。もちろん杜注を墨守する『正義』は賈服説を批判して杜預説の正しさを証明するのであるが、『要義』はその論証の過程を省略しているわけである。どうも『要義』はその結論のみに興味があるかのようで、これがいわゆる「支蔓を剪除」した一例である。しかしこのことによつて『正義』の主張する内容がより理解し易くなったかどうかは、議論の分かれるところであらう。

淮夷が列席しているが、(夷狄の) 淮夷に爵位があるわけではない。したがっていま邾に爵位が無くても、魯と会盟することはできるのであり、また北杏で齊に会合するのにならざるに、どうして爵位が有る必要があるか。莊公十五年の「會于鄆(鄆に会す)」の伝に、「齊、始めて霸為り」と述べていることからすると、齊桓公が覇者となつたのは鄆の会合からである。北杏の会合の時点では、諸侯はまだ従つてはおらず、霸業の功績もまだ成立していなかつたし、桓公はまだ(王室に) 殊勲はなかつた。儀父に何の記録するに足ることがあろうか。しかも齊桓公はまだ王室に功績がないのであるから、どうして王に命じさせることができようか。(邾が) 王命を得たのは、必ずや北杏の会より以後のことであらう。ただそれがかぎりど何年のことだといふことが分からないだけである。

服虔が(爵の意味について)、「爵は醮なり。其の材を醮盡する所以なり」と述べている。

あるいはまた次の例のように、引用文献の内容をスッポリと省略したものもある。「要義」では巻四の「六 左氏蒐苗獮狩之名與穀異」。これは原文のみの引用に止めたい。前の例と同様に引用するのは「正義」の文章、傍線部が「要義」の摘録した箇所である。

〇三二b 注蒐索至擇也〇正義曰、爾雅釋天、四時之獵名與此同。說者皆如此注、故杜依用之。

周禮大司馬職「中春教振旅、遂以蒐田。中夏教芟舍、遂以苗田。中秋教治兵、遂以獮田。中冬教大閱、遂以狩田」。其名亦與此同。鄭玄解苗田、與此小異。言「擇取不孕任者」、若治苗去不秀實者。孫炎亦然。桓四年公羊傳曰「春日蒐、秋曰蒐、冬曰狩」、三名既與禮異、又復夏時不田。穀梁傳曰「四時之田、皆爲宗廟之事也。春日田、夏曰苗、秋曰蒐、冬曰狩」、皆與禮異者、良由微言既絶、曲辨妄生。丘明親受聖師、故獨與禮合。

漢代古學不行、明帝集諸學士、作白虎通義。因穀梁之文、爲之生說曰「王者諸侯所以田獵何、爲苗除害、上以共宗廟、下以簡集士衆也。春謂之田何、春歲之本、舉本名而言之也。夏謂之苗何、擇其懷任者也。秋謂之蒐何、蒐索肥者也。冬謂之狩何、守地而取之也。四時之田、總名爲田何、爲田除害也」。案苗非懷任之名、何云「擇去懷任」。秋獸盡皆不瘦、何云「蒐索取肥」。雖名通義、義不通也。故先儒皆依周禮左傳爾雅之文、而爲之說。其名亦有意焉。雖復春獵、獲則取之、不能擇取不孕。夏獵所取無多、不能爲苗除害。因時異而變文耳。謂之獵者、蔡邕月令章句云「獵者捷取之名也」。

この条の「正義」は、四時の田獵の名称について「左傳」の内容が「爾雅」や「周禮」といった文献（これらは古文学の文献）に一致するが、「公羊傳」・「穀梁傳」（今文学の文献）とは相違することを指摘し、次いで後漢時代に編纂された「白虎通義」が「穀梁傳」に基づくことを述べ、「白虎通義」の文章を引用した上でその説の成り立たないことを証明するのが、その主旨である。しかるに「要義」はこの「白虎通義」の内容を省略しているのである。さらに言えば、

冒頭の「爾雅」に関する一文も削除されている。したがって、これが適切な要約であるかどうか、やはり問題が有るのではなからうか。

あるいは次の二つの例のように、連続してはいるが、異なる標起止の下の二つの「正義」を合体させることもある。先ずは「要義」では卷十一「二十一 鄭伯怨繫鑑不如執公爵」である。

〇九一三 a 【傳】鄭伯之享王也、王以后之繫鑑予之〔后王后也、繫帶而以鑑爲飾也、今西方羌胡猶然、古之遺服〕

注后王至遺服〇正義曰、繫是帶也。鑑是鏡也。此與定六年傳、皆繫鑑雙言、則「繫鑑」一物。故知以鏡飾帶。舉今羌胡之服以明之。

〇九一三 a 【傳】執公請器、王予之爵、鄭伯由是始惡於王

執公至於王〇正義曰、鄭伯謂執公子文公也。服虔云、「繫鑑王后婦人之物、非所以賜有功。爵飲酒器、玉爵也。一升曰爵。爵人之所貴者。言鄭伯以其父得賜、不如執公。爲是始惡於王。積而成怨、僖二十四年、遂執王使。此爲彼張本」。

もう一例、「要義」では卷十四「六 昭王南征不復、非一説」の例。

三三三 a 【傳】昭王南征而不復、寡人是問〔昭王成王之孫、南巡守涉漢、船壞而溺、周人諱而不赴諸侯、不知其故故問之〕注昭王至問之〇正義曰、「昭王成王之孫」、周本紀之文也。呂氏春秋季夏紀云、「周昭王親將征荆蠻。辛餘靡長且多力、爲王右。還反涉漢、梁敗、王及祭公隕于漢中。辛餘靡振王北濟、反振祭公」。高誘注引此傳云「昭王之不復、君其問諸水濱」。由此言之、昭王爲沒於漢、振餘靡焉得振王北濟也。振王爲虛。誠如高誘之注、又稱「梁敗」、復非船壞。舊說皆言、漢濱之人、以膠膠船、故得水而壞、昭王溺焉。不知本出何書。



三三三 b 【傳】對曰貢之不入、寡君之罪也、敢不共給。昭王之不復、君其問諸水濱〔昭王時漢非楚竟、故不受罪〕  
 注昭王至受罪○正義曰、楚世家「成王封熊繹於楚、以子男之田、國居丹陽」。宋仲子云「丹陽南郡枝江縣也」。枝江去漢、  
 其路甚遙。「昭王時漢非楚竟、故不受罪」也。

ところで右の二つの例は、二箇所の『正義』を合体させても、それほど違和感の無いかに見えるものであったが、以下に挙げるような、その節録の仕方といい、合体の仕方といい、首をかしげざるを得ないような例も、稀れにはあるが見出すことができる。『要義』の巻四「七 治兵振旅」二文、其禮皆同である。

〇三三三 a 【傳】三年而治兵、入而振旅〔雖四時講武、猶復三年而大習、出曰治兵、始治其事、入曰振旅、治兵禮畢、整衆而還、振整也、旅衆也〕

注雖四至衆也○正義曰、雖每年常四時講武、猶復三年而一大習、猶如四時常祀、三年而復爲禘祭、意相類也。

「出曰治兵」者、以其初出「始治其事」也。「入曰振旅」者、以「治兵禮畢、整衆而還」。振訊是整理之義、故振爲整也。「旅衆也」、釋詁文。

「治兵」「振旅」、坐作進退、其禮皆同。所異者唯長幼先後耳。釋天云「出爲治兵、尚威武也。入爲振旅、反尊卑也」、孫炎曰「出則幼賤在前、貴勇力也。入則尊老在前、復常法也」。

莊八年穀梁傳曰「出曰治兵、習戰也。入曰振旅、習戰也」。公羊傳曰「出曰治兵、入曰振旅、其禮一也。皆習戰也」。是其禮同也。何休公羊爲「出曰祠兵」、休云「殺牲饗士卒」、鄭玄詩箋引公羊亦作「治兵」。是其所見本異也。此「治兵」「振旅」、亦四時教之。但於三年大習、詳其文耳。

周禮「春教振旅、秋教治兵」者、四時教民、各以其宜。春即止兵收衆、專心於農。秋即繕甲厲兵、將威不軌。故異其文

耳。

〇三三三 b 【傳】歸而飲至、以數軍實（飲於廟以數車徒器械及所獲也）

注飲於至獲也○正義曰、桓二年傳例曰「凡公行、告于宗廟、反行飲至」。彼飲至在廟、知此言「飲至」、亦「飲於廟」也。軍之資實、唯有車徒器械。獵則有所獲。詩序車攻、美宣王脩車馬、備器械。因田獵而選車徒、故知「數軍實」者、「數車徒器械、及所獲也」。說文云「械器之總名」。虞喜云「器械謂鎧甲兜鍪也」。宣十二年傳言「楚國無日不討軍實而申儆之」。襄二十四年傳曰「齊社蒐軍實、使客觀之」。二注並云「軍實」、不言車徒及所獲者、彼無獵事、故不言也。

前条の「正義」は、「治兵」と「振旅」に関する議論である。しかしこの部分を節録した『要義』傍線部分（これが「七 治兵振旅二文、其禮皆同」）は、いきなり「釋詁文……」から始まっているが、「釋詁」の文章が省略されているのであるから、文意が通じない。またさらに次の標起止の「正義」の冒頭文を付加しているが、これは別の杜預注の解説であるから、これまた不都合である。そして以下の波線部には「八 數軍實謂車徒器械及所獲」という別の「標目」を冠している。もつともこの部分は「正義」の文章としてまとまりのある一段落ではあるが。

以上、本節では「春秋要義」が「春秋正義」を摘録する場合の、いささか納得のゆきかねる省略の仕方を見てきた。こういう節取の仕方によって、「春秋正義」の内容が要領よく理解できたとは思えない、と言えば少し言い過ぎになるであろうか。後世の『要義』への高い評価には疑問を持たざるを得ない箇所も見出せるのである。

## 五 春秋左傳要義の体裁 その三

以上前節では、『要義』の節録の方法として、ややまずい例を取り挙げた。「英華を擷る」とか、「其の要領を得たり」

とかいう評価の言葉にはふさわしくないものである。ただし、これらはいずれも『正義』の文章を省略したものであつても、その文章そのものに改変の手を加えたものではなかつた。ところが『春秋左傳要義』全体の中には、極めて少ないものではあるが、意図的な文章の「書き変え」がなされている例がある。その著しい三例を以下に挙げておく。上段は『正義』、下段が『要義』である。

〇七二四b 【傳】君子謂昭公知所惡矣

君子至惡矣○正義曰、

弑君者人臣之極惡也。昭公惡其人、其人果行大惡。是「昭公知所惡矣」。言昭公惡之不妥也。

韓子以爲、君子言知所惡者、非多其知之明、而嫌其心不斷也。曰知之若是其明也、而不如早誅焉、以及於死。故言知

所惡、以見其無權也。昭公知其惡、而不能行其誅、致使渠

彌含憎懼死以徹幸、故昭公不免乎弑。戒人君使彊於斷也。

卷八【四十二 鄭昭公知所惡、或云嫌其不斷】

弑君者人臣之極惡也。昭公惡其人、其人果行大惡。是「昭公知所惡矣」。言昭公惡之不妥也。

韓子以爲、君子言知所惡者、非多其知之明、而嫌其心不斷也。

也。 致使渠

彌含憎懼死、 故昭公見殺。

この条の『正義』について、真ん中部分から始まる「韓子以爲」の内容は最後の部分までかかっているとと思われるが、『要義』はこれを中略した後、『正義』の「故昭公不免乎弑」を「故昭公見殺」というように、その表現を変えていることが分かる。これは「阮刻本」と『要義』の基づいたテキストとの異同に拠るものではなく、やはり意識的な書き変えと見なすべきであらう。

〇一〇八b【傳】六月乙丑齊侯葬紀伯姬

〔無傳。紀季入鄒爲齊附庸、而紀侯大去其國、齊侯加禮初附以崇厚義、故攝伯姬之喪、而以紀國夫人禮葬之〕

注紀季至葬之○正義曰、紀侯由齊大去、則是齊爲紀讎。而葬其夫人、故解其意云云。雖爲齊侯所葬、亦由魯往會之故書。

釋例曰「紀侯大去其國、令弟納邑附齊。齊侯嘉而愍之、恩及伯姬。伯姬魯女、故以來告、大夫會葬、故書『齊侯葬紀伯姬』也。不書諡者、亡國之婦、夫妻皆降、莫與之諡。而賈・許方以諸侯禮說、又失之也」。

右の例では、『要義』が「釋例曰」以下四十余字を省略したため、後半が「釋例」の文章であることが不明となつて、これがそのまま『正義』の地の文章だと見なされてしまう。節取の仕方としてはいかにもまずい。そして最後の一句「由魯會之故書」は「釋例曰」の直前の言葉「由魯會之故書」を後に付加したものである。つまり文章を移動させることも有るといふこと。

ところで『春秋正義』においては、「劉炫規過以爲」といふ劉炫の杜預說批判の言葉が有ると、その後には必ず続け「今刪定知不然者」で始まる劉炫說批判、つまり杜預說擁護の論陣が張られ、『正義』の文章が複雑な議論の展開となることが多い。そういう場合、『要義』はどのような節録の仕方をするであろうか。以下はその例のひとつである。

卷九【二十四】紀侯由齊大去、而齊以禮葬其妻

紀季入鄒爲齊附庸、而紀侯大去其國、齊侯加禮初附以崇厚義、故攝伯姬之喪、而以紀國夫人禮葬之、

正義曰、紀侯由齊大去、則是齊爲紀讎。而葬其夫人、故解其意云云。

不書諡者、亡國之婦、夫妻皆降、莫與之諡。而賈・許方以諸侯禮說、文失之也。由魯會之故書。

【傳】城濮之戰、晉中軍風于澤〔牛馬因風而走、皆失之〕

注牛馬至失之○正義曰、

劉炫規過以爲「放牛馬於澤、遺失大旆左旆、不失牛馬」。

今刪定知不然者、若不失牛馬、唯亡左旆、罪未至重。何須

「殺之以徇」。牛馬是軍之要、用於事尤重。故費誓云「馬牛

其風、臣妾逋逃、則有常刑」。今既亡左旆、又失牛馬。爲

罪至重、故「殺之以徇」。若牛馬不失、又大旆在軍、何得

因放牛馬而亡左旆。故知「風於澤」者、爲別失馬牛、又於

軍中「亡失大旆之左旆」、故杜云「掌此二事而不脩理」。劉

以爲「不失牛馬」、而規杜過非也。

卷十七【二十一 風于澤失馬牛、又軍中亡旆】

劉炫規過以爲「放牛馬於澤、遺失大旆左旆、不失牛馬」。

費誓云「馬

牛其風、臣妾逋逃、則有常刑」。今既亡左旆、又失牛馬。

爲罪至重、故「殺之以徇」。若牛馬不失、又大旆在軍、何

得因放牛馬而亡左旆。故知澤失馬牛、軍失左旆。

右の「正義」は、晉の軍隊が軍旗も牛馬もともに失ってしまったのか、それとも軍旗のみであったのか、を問題とするものであるが、「要義」はあつさり中央部分だけを残して、前半の劉炫批判の理由を述べた部分と後半の杜預説の根拠を述べた部分を省略し、最後に「澤失馬牛、軍失左旆」というまとめの一句で締めくくっているのである。確かにこうすると文意はすっきりするが、論証の詳細を欠くことになってしまう。この例でも「要義」が結論そのものに関心が有ったことが分かる。

最後に、合体・省略、そして「移し変え」という一例を挙げよう。

三二五b【傳】公田。姬實諸宮。六日、公至。毒而獻之（毒酒經宿輒敗、而經六日、明公之惑）。公祭之地、地墳。與犬、犬斃。與小臣、小臣亦斃。

公田至亦斃○正義曰、

晉語說此事云「公田、驪姬受胙、乃實酖於酒、實重於肉。

公至、召申生獻。公祭地地墳。申生恐而出。驪姬與犬肉犬斃、飲小臣酒亦斃」。此傳既略、當如國語也。賈逵云「董

烏頭也」。穀梁傳曰「以酖爲酒、藥脯以毒」。

○注毒酒至之惑○正義曰、毒酒經宿便敗、而公不怪其六日仍得如故。明公之惑於驪姬、不以六日爲怪也。

卷十四【十一 驪姬酖酒重肉、公不怪其六日不敗】

驪姬受胙、乃實酖於酒、實重於肉。

賈逵云「董

烏頭也」。

正義曰、毒酒經宿便敗、而公不怪其六日仍得如故。明公之惑於驪姬、不以六日爲怪也。

穀梁曰「以酖爲酒、藥脯以毒」。

この例は、『要義』では「晉語云々」が省略されているため、これまた「賈逵」が「國語」注であること、それ以上の文章が「晉語」の引用文であることが分からなくなってしまう。また次の別の「正義」の文章をそのまま後に続けたが、「正義曰」という表現を真ん中に残してしまった。そして前半にあった「穀梁傳曰」を、どういう理由であろうか後に移し変えているのである。これまた「繁を削り要を挙げた」ものとは言い難いものであろう。

以上本節では、『正義』の文章が変更されている例を紹介した。ただし、『春秋左傳要義』中でこのような例は極く稀なケースで、その大部分は「正義」の文章の一部をそのままに摘出採録したものから成っている。そのことをもう一度ここで確認しておかねばならない。それゆえにこそ『春秋正義』校勘の資料として検討する意味が有るわけである。

## 六 九經疏の版本について

さて近人、張允亮の「故宮善本書志」（圖書館學季刊第四卷第三・四期 一九三〇年）には、宋刊本「儀禮要義五十卷」の解題として、「刪節すること有れども改竄すること無し。宋史本伝に『其の訂定は精密なり』と称するは、此を觀れば良に信なり。拠る所の原書は猶ほ宋時の善本為れば、文中に後來の注疏各本の誤りを正すべき者甚だ多し」というような記述がある。

しかし前節までの検討によつて、「春秋左傳要義」について言えば、張氏の評価の前半の「刪節すること有れども改竄すること無し」という部分には若干の修正が必要であることが明らかになつたことと思ふ。そこで次に検討すべきは、張氏の後半部に言うように、果たして「要義」が後來の「注疏」本の誤りを訂正できるかどうかという問題である。

このことについてはまた前掲吉川幸次郎氏「東方文化研究所經学文学研究室毛詩正義校定資料解説」（一九四三年）にも、次のような指摘がある。

毛詩要義 南宋の儒者魏了翁が、正義の中から、その重要と認めた部分を抜き書きした「九經要義」の一つである。「正義」そのものではないが、その抜き書きの底本となつたのは、宋時の版本であつて、単疏か八行のうち、いずれかであるに相違ないから、ここに附載する。

張氏が「宋時善本」と言い、吉川氏はさらに限定して「単疏か八行のうち、いずれか」と述べておられるが、果たして魏了翁当時の「九經疏」の状況がいかなるものであつたのか。そのことを確認するためには、ここで「五經正義」を含めた「九經疏」の歴史について、あらかじめ概観しておく必要があるだろう。

唐の孔穎達が撰進し、長孫無忌等によって奉られて天下に頒布された『五經正義』は、五經の経伝文・注文を含まない「疏」の部分のみであった。これを「単疏本」という。この「単疏本」は写本による伝承の時代を長く経るわけであるが、これが最初に印刷本の形で刊行されたのは、北宋の太宗（在位九七六―九九七）の端拱元年（九九六）から淳化五年（九九八）にかけてのことで、これを「国子監本」という。後に金軍によって版木が持ち去られたため、残念ながらこれには現存するものが無い。ただこの「国子監本」は原本そのままに南宋時代に覆刻された。また太宗を継いだ眞宗の時代には、『公羊傳』『穀梁傳』『周禮』『儀禮』『論語』『孝經』『爾雅』の七經の「疏」も刊刻されている。

ところで、このような「単疏本」では学徒の学習・読書に不便であるというので、これに経伝文・注文を併載したものが刊行されることとなった。これを「単疏本」に対して「経注合刻本」という。南宋の「越刊八行本」と呼ばれるもので刊行されたものがそれである。ただし『春秋正義』の場合は少し時代が降って、慶元六年（一一一六）、あたかも朱子の没年に、呉興の沈中實によって紹興府において刊行された。

またこのような「経注合刻本」に、さらに唐・陸德明の『經典釈文』を付加した「経注疏附釈音本」が現れるに至った。南宋の中葉以降、福建の民間の書肆によって刊行された「宋刊十行本」と称されるのがその最初のものである。加藤虎之亮氏『周禮経注疏音義校勘記』（無窮会 一九五八年）は、これを紹熙三年（一一三二）から嘉定末年（一一三六）の間と推定している。そうすると、慶元刊八行本「春秋正義」と相前後することになるであろう（付録二「宋代九經疏関係略年表」を参照）。これら諸版本に、宋代以後のものを加えて列挙すると、次の通りである。

◎単疏本

I 唐代写本

現存するものは、『礼記正義』の卷五曲禮篇殘卷、『毛詩正義』の秦風殘卷、『春秋正義』



の哀公殘卷（敦煌遺書）のみである。

現存しない。

- II 北宋・国子監本  
 III 南宋・覆国子監本  
 周易（北京図書館）・尚書（宮内庁）・爾雅（北京図書館・静嘉堂）が完存する。部分的には儀禮（所在不明）・禮記（久遠寺）・公羊伝（北京図書館）が現存する。

◎経注疏本

- IV 南宋・越刊八行本  
 汲古書院影印の足利本『周易注疏』は貴重なその一つ。なお慶元刊本『春秋正義』三十六卷は、現在、北京図書館に蔵せられる。『春秋正義』の現存する刊本としては最も古いもの。なお儀禮・公羊・穀梁・爾雅は刊行されなかったというのが通説である。

◎経注疏附釈音本

- V 南宋・宋刊十行本  
 汲古書院影印の足利本『毛詩註疏』がその一つ。足利本にはまた『春秋正義』も伝えられているが、残念ながら影印本は無い。これにも儀禮・爾雅は刊行されなかったというのが通説。この「十行本」が以後の版本の祖である。

- VI 明・正徳十行本  
 元刊十行本を明の正徳年間（一五〇六―一五三三）に南京国子監において補修・覆刊したもの。  
 VII 明・閩本（嘉靖本・李元陽本） 十三経注疏がすべて揃った最初の合刻。  
 VIII 明・監本（万曆本） 閩本にもとづく。和刻本『左傳注疏』の底本。  
 IX 明・毛本（崇禎本・汲古閣本）  
 X 清・殿本（乾隆本）  
 XI 清・阮本（嘉慶本） 阮元が正徳十行本に依り、校勘記を付して刊行したもの。本稿の底本である。

なお『春秋正義』については、右の諸本の他に『景鈔正宗寺本春秋正義』三十六卷（単疏本）という書物が有る。もと金沢文庫本から転写したもので、常陸国久慈郡増井村の正宗寺に蔵していたものを江戸の書誌学者であった近藤正斎（二七一一—一八〇五）が発見して天文年間に書写させたものであるという。昭和八年に東方文化学院から影印刊行された宮内省図書寮本がそれで、後に『四部叢刊統編』に収められる。この『景鈔正宗寺本春秋正義』について、発見者近藤正斎は唐鈔本だと信じて疑わなかったが、小島祐馬氏はこれを敦煌遺書の哀公殘卷と対照した結論として、「此書の原本たる金沢文庫本は宋刻か若しくは宋刻より伝鈔せしものであったことが知られる」と断定された（巴黎国立図書館蔵敦煌遺書所見録・三 『支那学』六—二 一九三二年）。この結論は妥当なものであろう。

さて以上に述べた通りであるとすると、魏了翁『九經要義』が底本としたのは、これらのうちの果たしてどれであろうか。Ⅰの単疏写本も当時はまだかなりの種類が存在していたであろうが、やはりⅡ・Ⅲの単疏刊本か、Ⅳの經注合刻本、すなわち「八行本」の可能性が大きい。あるいはⅤの附積音本、すなわち「十行本」の可能性をも考えてよいかも知れない。ただし、このことについては後の検討を待たうえで、改めてその仮説を述べるべきであろう。

ところで現存する『春秋正義』の版本は、既述の通りⅣが北京図書館に、またⅤは我が足利学校遺蹟図書館に所蔵されている。そしてⅥは既刻本が底本としたもので、Ⅶ元はこれを基にⅣ・Ⅶ・Ⅷ・Ⅸを資料として『校勘記』を作った。その際、Ⅴについても、山井鼎『七經孟子考文』・荻生北溪『補遺』を通じて間接的にはあるが、これを利用して。つまり『春秋正義』に関して言えば、Ⅶ元の『校勘記』によって現存する版本の主要なものがほぼカバーできるわけである。ただひとつ、Ⅶ元の見るに及ばなかった善本が、前掲の『景鈔正宗寺本春秋正義』だということになる。ただしこの書についての詳細な校勘は現在に至るも未だなされていないため、依然としてその素姓は明確でない。一応「単疏本」の形式をとっており、Ⅱ・Ⅲからの伝写であると思われるが、筆者はⅣ・Ⅴである可能性も考えている。

そこで以下の本稿における考証に際しては、左のようにそれぞれ略称し、『春秋左傳要義』の基づいた底本の価値を

検討してゆこう。

『慶元沈中寶刊本』

『宋本』（これは阮元『校勘記』の呼称に従った）

『景鈔正宗寺本春秋正義』

『正本』

『春秋左傳要義』の基づいた底本 『要義本』

⑤ 阿部隆一氏は「日本國見在宋元版本經部」（『斯道文庫論集』第十八輯 一九八二年）の「毛詩要義」の項において、「本書

は現在全卷完具せざる單疏本を據用しているので、校勘資料としても重視されている」と解説しておられる。また同氏の「天理圖書館藏宋金元版本考」（『ピブリア』第七十五号 一九八〇年）にも同様の指摘がある。なお本稿では、『春秋左傳要義』以外の現存する『九經要義』として、『毛詩要義』についての検討ができなかったことをお断りしておく。

## 七 春秋正義校勘の資料としての春秋左傳要義

さて『春秋正義』校勘の資料としての『春秋左傳要義』の価値を云々するには、常道として、この書物の校勘記を作成するのが一番良い方法だと考えるのであるが、しかし筆者の調査の結果、その必要が無いものと判断せざるを得なかった。なぜなら、結論的に言つて意外なことに、そしてなによりも残念なことに、『要義』に拠つてのみ現行本の誤りを訂正し得る箇所は、ほとんど無かつたからである。もちろん「要義本」は南宋時代の善本であることには相違ないのであるが、その程度が「宋本」や「正本」を越えるものではない、ということなのである。

具体的に述べるならば、「宋本」・「正本」・「要義本」が一致して正しく、その他の諸本が誤っている例は、枚挙に暇

が無いほどに多数の例を見出し得る。また「要義本」・「宋本」が正しく、諸本の誤っているもの、さらに「要義本」・「正本」が正しく、諸本の誤っているもの、こういった例もわずかではあるが、存在する。これらはいずれも「要義本」が善本であることを証明するものだといえよう。しかし「要義本」のみが正しいという例を見出すことは困難であった。「宋本」や「正本」を越えるものではない、と述べたのはそういう意味においてである。

以下その具体例として、先ず「宋本」・「正本」に一致する数例を挙げてみよう。引用するのはすべて「阮刻本」の文章である。

注大夫至所及○正義曰、檀弓下云「君於大夫將葬、弔於宮」。君親弔之而不書者、弔喪問疾、人道之常、假有得失、不足褒貶。〇三一九b

さて傍点部「人道之常」の「道」字について、阮元『校勘記』は「宋本道作君」と述べるのみで、是非の判断を下していない。ところが「正本」も、そして「要義本」(巻四「十三 大夫書卒不書葬」)も「君」字に作っている。やはりこれを是とすべきであろう。次もほぼ同様の例である。

注羅熊至徧也○正義曰、「羅熊姓」世本文也。說文云「軍中反間也」、謂詐爲敵國之人、入其軍中、伺候間隙、以反報其主。故此訓諜爲伺、而兵書謂之反間也。〇七二三b

これについて阮元『校勘記』は「宋本」云「下有『諜』字是也。閩本監本毛本作『諜說文云』非也」と述べ、ここで「宋本」が正しいと断定している。そのことを証明するのが「正本」そして「要義本」(巻八「二十三 諜軍中反間、

巡邊徧行之」で、両者ともに「説文云、諱軍中反間也」に作っているのである。

それでは次の例はいかがであろうか。

注子元至曰旆○正義曰、軍行之次、旆最在先。故宣十二年傳稱「令尹南轅反旆」、是旆居前而殿在後也。釋文云「緇廣充幅、長尋曰旆、繼旆曰旆」。郭璞云「旆帛全幅長八尺、旆帛續旆末爲燕尾者」。一〇一四b

この例は、阮元『校勘記』の「宋本『文』作『天』是也」という指摘を待つまでもなく、「緇廣充幅」云々が「爾雅」釈天の文章であることは明白である。もちろん「正本」も「要義本」(卷十二「二十一 繼旆曰旆、軍行旆居前、殿在後」)も「釋天」に作っている。また山井鼎『七經孟子考文』にも、「宋板文作天」とあるから、『考文』のいわゆる「宋板」すなわち「十行本」も誤っていないことが分かる。

そして以下の二例は、「要義本」が「十行本」よりも勝っている例である。

注慢盟主諱之○正義曰、昭十三年、公會劉子晉侯云于平丘、八月甲戌、同盟於平丘、公不與盟。於時晉以讒慝弘多、不與公盟。公不得與、非國之恥。故書其同盟、而顯言不與。三三〇五b

これについて阮元『校勘記』は「宋本重『云』字。山井鼎云『當作云云』是也」と述べている。阮元の判断の正しいことは、昭公十三年の経文が「秋、公會劉子晉侯齊侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子于平丘。八月甲戌、同盟于平丘、公不與盟」であり、『正義』がこれを引用するに際して「齊侯」以下を省略して「云云」と表現したことから明らかである。そして「正本」も「要義本」(卷二十三「十 慢盟主以取執辱、故黑壤之盟、諱不書」)も、

「宋本」と同様に「云云」に作っている。しかし「考文」が「謹按、當作云云。似脱一『云』字」と述べているところからすると、「十行本」では一「云」字を脱してすでに誤っていたことが分かる。したがってこの例は、「要義本」が「十行本」に勝る例だといえよう。

次の例も同様である。

其君至施舍○正義曰、内姓謂同姓也。其君之舉用人也、於同姓則選之於親、於外姓則選之於舊。於親內選賢。言唯賢是任、不以親以舊便即用之。三〇六b

これについて阮元『校勘記』は「宋本『言』上有『於舊內選賢』五字」と述べているものの、その是非を決定していない。しかしこの「正義」の文章の対偶表現から類推して、この五字の有るのが正しいことが分かる。そして「正本」のみならず「要義本」(巻二十四「十内姓外姓」)にもこの五字の有ることがそれを裏付けるであろう。『考文』にこの箇所への言及が無いところからすると、「十行本」は「阮刻本」と同様、この五字を欠いているものと思われる。

以上挙げた数例からも分かるように、「要義本」は現存する「春秋正義」最古の版本である「宋本」や、また「正本」に一致し、しかもその正しさを証明・再確認することができるという意味からして、やはり善本と称して良い。したがって「校勘の資料としての価値は高い」、と「ここではひとまず述べておこう」。

○

ところが「宋本」・「正本」が一致して正しいにもかかわらず、「要義本」が後代の「閩本」・「監本」・「毛本」等の諸本と同じ誤りを犯している例が数多く存在するのはどうしたことであろうか。たとえば次の例である。

周自武王伐紂定天下、恒居鎬地、是爲西都。周公攝政、營洛邑於土中、謂之東都。成王雖暫至洛邑、還歸鎬京、爲西周。平王始居東周、故云「東周之始王」也。〇一三二五b

この部分、阮元『校勘記』では、「宋本『鎬京』下有『爲幽王滅於西周平王東遷洛邑因謂洛邑爲東周謂鎬京』廿三字、乃是完本」と述べている。つまり「宋本」ではこの部分を

周自武王伐紂定天下、恒居鎬地、是爲西都。周公攝政、營洛邑於土中、謂之東都。成王雖暫至洛邑、還歸鎬京。爲幽王滅於西周、平王東遷洛邑、因謂洛邑爲東周、謂鎬京爲西周。平王始居東周、故云「東周之始王」也。

に作っているわけで、確かにこの方が文章の通りが良い。おそらく諸版本は「鎬京爲」という表現が二度出てくることに惑わされて一行脱文した誤れるテキストをそのままに踏襲したのであろう。しかし「宋本」の方が正しいことは、「正本」にもこの二十三字が有ることによって証明されるのである。(ただし二十三字の冒頭の一字「爲」字を「及」字に作るのが異なっている。あるいはこの方が本来の形であるかもしれない。)ところが「要義本」(巻首「三十六 西都東都西周東周」)は「阮刻本」等と同じく、この二十三字が無いのである。つまりこれは「宋本」・「正本」よりも劣る例ということになるであらう。ちなみに「考文」にはこの箇所について言及していない。

しかも、このような例は実は右の一例に止まらない。以下、問題の箇所のみであるが、三例ほど紹介する。

〇五二三b 大夫玄華辟垂

阮校「閩本監本毛本華誤革」 要義卷六の十七

〇五二六b 昭王徙都

阮校「閩本監本毛本部誤都」 要義卷六の二十一

〇八一三 b 穀梁傳曰、接練時録母之變始人之也

阮校「閩本監本毛本人誤念」

要義卷九の七

「要義本」は三例とも阮元「校勘記」にいう「閩本監本毛本」と全く同じ誤りを犯しているのである。つまりこのことからすると「要義本」は「宋本」や「正本」より、むしろ後代の「閩本」等に近い。なお『考文』によれば、「十行本」は右の後の二つの例については、ともに誤ってはいないのである。

もう一例、「宋本」・「正本」と「要義本」との関係を示唆するかのような例を紹介したい。

應劭風俗通云「案禮、夏曰嘉平、殷曰清祀、周曰大蜡。漢鶩臘。臘者獵也。田獵取獸祭先祖也」。二二四 a

この部分は、三代における祭祀の名称の変遷を述べた『風俗通』の文章を引用したものである。そして傍点部「鶩」字をまた「毛本」では「鶩」字に作るが、それはともかく、阮元「校勘記」によると、「宋本」はこれを「漢改曰臘」に作るという、しかも阮元は「宋本」を「不誤」と判定している。そして「正本」もやはり「改曰」に作っているのである。しかし「鶩」一字と「改曰」二字とでは、少し字体が離れすぎているとも考えられるであろう。ところがここに「要義本」（卷十四「二十九 周臘大蜡各一祭、漢不蜡而臘」）を介在させてみると、両者が結びつく。「要義本」ではこの部分を「改爲」に作っているからである。つまり、

改曰 ↓ 改爲 ↓ 鶩〔改↓致〕 + (爲↓鳥)

↓ 鶩〔改↓致〕 + (爲↓馬)



というように誤写の過程を跡付けることができると思つのである。

以上のような例からすると、「要義本」は「宋本」・「正本」を越える善本とはなんとしても言い難い。つまり前節に挙げた諸版本の中で言えば、Ⅳの「八行本」よりも劣るのである。あるいはⅤの「十行本」の可能性も有るといえよう。ただしこの前で指摘した二例は「十行本」でも誤っていない例であった。したがって先に「十行本」に勝る例を紹介したが、ここに挙げた例では「十行本」よりも劣るものであった。いよいよ判断が難しいこととなつてしまふ。

さてそれでは「要義本」によつて現存の版本を是正できる例は無いのかという点については、「ほとんど無い」と言わなければならぬのが、まことに残念である。「要義本」のみが諸本と異なる部分も多数見出し得たが、しかしその「要義本」が正しいと明確に断定できるものが少ないのである。そのわずかの例の中から一例だけ紹介して、本節を終えることとしたい。

その例は実はすでに第三節で引用したものの中にあつた。「要義」巻首「十二 自劉歆後章句義理始備」の中の一文で、「阮刻本」では以下の通りである。

和帝元興十一年、鄭興父子及歆創通大義、奏上左氏、始得立學、遂行於世。〇一〇三 a

筆者が付けた見出し「左氏学の展開」の中の、劉歆が「左氏春秋」を発見した事情と、その立学を建言して叶えられなかったいきさつを述べた後に続く一文である。ところがこの部分を含めて「左氏学の展開」の「正義」には、どうも文章に混乱があるように（これは版本上の問題ではない）、よく意味が通じない箇所がある。この部分に限つていえば「和帝元興十一年」がそれで、元興は元年の一年のみであるから、事実の上からは間違ひである。このことは従来も議

論されてきたところであり、これについては拙著『春秋正義の世界』（二一四頁）に譲ることとしたい。

問題は「鄭興父子及歆創通大義」の箇所である。「十行本」を含めて、すべてこの通りである。しかし文意をたどってゆくと、少しおかしい。鄭興は劉歆の弟子であったということであるから、「鄭興父子及び劉歆がはじめて（左氏の春秋の）大義に通じた」では時代の順序が逆になってしまう。やむなく拙著ではこれを後漢の韓歆を指すものと見なしたのであるが（一一四頁注⑬）、その誤訳であったことが「要義本」によって確認できるのである。なぜならこの部分、「要義本」では「鄭興父子依歆創通大義」に作っているからである。そうだとすると「鄭興父子が劉歆説に依拠してはじめて（左氏の春秋の）大義に通じた」となって、極めて文章の通りがよくなる。したがって旧訳は訂正しなければならぬ。

この例のような、「要義本」によつてのみ「後来の注疏各本の誤りを正す可き」箇所が多いことを期待したのであるが、その条件に叶うものとして、この一例だけしか挙げることできなかったのは期待はずれであった。そういうわけで、「要義本」が宋刻であることはまず間違いないとしても、それは「八行本」よりも劣り、さらに「十行本」にさえ及ばない箇所が有るといのが、本節の結論である。それでは魏了翁が底本とした「九経疏」はいかなる版本であったのか。そのことについては、さらに次節の検討を待った上で、改めて考えてみたい。

⑥ なお、ここで付言しておく。筆者は必ずしも「単疏本」が最良の版本で、以下「八行本」・「十行本」……と時代が降るにつれてテキストとしての価値が下がってきた、と考えているわけではない。かつて「八行本」の『周禮注疏』を読んだ際、その誤刻の多いのに驚いたことがある。この「八行本」の誤刻が後の版本では訂正されている例もまた多い。ここまでに取り挙げたのは、主として後代の版本の誤りの例ばかりであったから、このような表現になったものである。

## 八 春秋左傳要義の底本について

『春秋左傳要義』は、その大部分が『春秋正義』つまり「疏」文の節録から成り立っている。しかしこのことから「要義」の底本すなわち「要義本」が「単疏本」であると速断して良いであろうか。いま「大部分」と言ったところが問題で、実は「要義」は「疏」文のみの節録ではないのである。

すでに引用した例文の中にも、「注」文を含んだ例が有ったことにお気付きであろうか。すなわち第五節に挙げた卷九「二十四 紀侯由齊大去、而齊以禮葬其妻」は、「紀季入鄆爲齊附庸、而紀侯大去其國、齊侯加禮初附以崇厚義、故攝伯姬之喪、而以紀國夫人禮葬之」という「注」が冒頭に冠せられていたのである。

ところで現行の「十三經注疏」本には「標起止」が有るが、これが「○○至○○」という五字の形に統一されたのは宋刻以後に属することで、それ以前は、それほど長文ではない經・伝・注文はそのまま引用されていることも有った（前掲拙著一一六頁注①参照）。しかし右の例はそれにも当たらないであろう。これはやはり杜預注の三十九字をそのまま引用していると見なすべきものである。つまり「要義本」は「注」文を含んでいる可能性がある。

さらには「伝」文をも含む例も多数見出し得るので、以下にその数例を紹介したい。先ず『春秋左傳要義』卷二の例から。

## 二十一 隱公讓桓不敢爲喪主

改葬惠公。公弗臨、故不書。注、以桓爲太子、故隱公讓而不敢爲喪主。隱攝君政、故據隱而言。

これは前半が「伝」文、後半が「注」文のみで、「疏」文からの摘録は無いという例である。もつともこの例の場合、この「伝」「注」に該当する「疏」そのものが無いのである。したがって「単疏本」の形式を取る「正本」には、この

部分は存在しない。だからこの例は「疏」文が欠落したものではない。

しかし右は極めて短い例であるから、あるいは「伝」「注」が後世に紛れ込んだ可能性があるとの疑いを持たれるかも知れない。それでは次の巻五の例はいかがであろうか。

#### 十九 鄭突爲三覆以待戎

衷戎師前後繫〔擊の誤り〕之、盡燼。注、爲三部伏兵、祝聃帥勇而無剛者、先犯戎而速奔、以遇二伏。至後伏兵起、戎還走。祝聃反逐之。戎前後及中、三處受敵。故曰「衷戎師」。燼死也。正義曰、「前後及中三處受敵」者、前謂第一伏逆其前也。後謂祝聃與後伏逐其後也。中謂第二伏擊其中也。「衷戎師」者、謂戎師在三伏之中。「燼死也」、釋詁文。

#### 二十 史疾鞏專進、故去公子

夏、鞏帥師會齊人鄭人伐宋。注、公子鞏不待公命、而貪會二國之君、疾其專進、故去氏。正義曰、傳稱「羽父先會齊侯鄭伯」、是「不待公命」也。「貪會二國之君」、自求其名。時史「疾其專進」、故貶去公子。公子義與氏同、故以氏言之。

#### 二十一 克師衆而易亦曰取

三國伐戴、鄭伯因其不和、伐而取之。用師徒也。書取、克之易也。正義曰、案傳例「克邑不用師徒曰取」。然則取者、據克邑之易。今此克得軍師、亦稱取者、但取者雖據克邑之文、其克得師衆、而易者亦曰取。是以莊十一年注云、「威力兼備、若羅網所掩覆、一軍皆禽制」。

この三例は、『要義』巻五の連続した一部分である。そして「十九」の例では「伝」「注」「正義」の三者、「二十」の

例は「経」「注」「正義」の三者が揃っており、「二十一」の例は上文の「注」と「正義」から成っている。これらの全てがなんらかの都合で「疏」文の摘録のみから成る『要義』文中に紛れ込んだものとは考えられない。やはり最初から存在していたと見るべきである。そうだとすると、「要義本」は「経注疏合刻本」以降の版本であった可能性が大きいといつてよいであろう。

なお摘録された「経」「伝」「注」文を見てみると、おおむね「宋本」に一致するのであるが、中にわずかではあるが「監本」「毛本」と同じ誤りを犯すもの（卷十三下の二十三）、「毛本」と同じく誤るもの（卷十五の五十三）等の例、つまり「宋本」に劣る例を見出すことができることを付言しておこう。

○

ところが、ここに一つ問題が有る。それは『春秋左傳要義』全体の中で、右のような「経」「伝」「注」文を摘録したものが、何故か卷末に集中しているという事実である。その詳細は「付録一 春秋左傳要義標目」を参照していただきたい。「経」「伝」「注」文を含むものには、「標目」のすぐ下に「\*」印を施している。これらを見ると、まますべての中間に在る例（六十八例中十一例）も有るが、大部分が卷末に集中していることが分かる。したがってこれらが後から追加されたものだと考えも出てくるのである。ただしその場合は、中間の十一例の意味するものの説明が求められなければならない。

そしてこのことと関連するのではないかと思われるのが、やはり卷末の問題である。それは『春秋左傳要義』中にいわば「断層」を見出すことができるという事実である。これも詳細は「付録一」を参照していただきたいのであるが、これについては一例として卷十を挙げておこう。下の数字は「阮刻本」の卷・葉数である。

- 一 小白子糾各有黨、伐乃得入 ○八十一b
- 二 齊桓忘怨而用管仲 ○八十一a
- 三 楚始稱荆、僖元年後稱楚 ○八十二b
- 四 宗社亡稱滅、未亡而君見獲稱以歸 ○八十三b
- 五 肉食謂在位者 ○八十三b
- 六 臯比是虎皮 ○八十四a
- 七 妻姊妹同出爲媵 ○八十四a
- 八 書戰書敗例 ○九十二a
- 九 敗多存少乃稱敗績 ○九十三b
- 十 金僕姑矢、名義未聞 ○九十四a
- 十一 乘丘之戰、此傳與禮記勝敗異 ○九十四a
- 十二 戲而相愧曰靳 ○九十四a
- 十三 宋萬已賜族而不書氏、仇牧卿而稱名 ○九十四b
- 十四 采邑長曰宰、公邑長曰大夫 ○九十五b
- 十五 伐事成始至、故書會伐宋 ○九十六b
- 十六 大夫卿之總號 ○九十六b
- 十七 齊桓歸功天子、以單伯會鄆赴 ○九十七a
- 十八 齊桓請師、假王命以示大順 ○九十七b
- 十九 諸侯無貶稱人例、此人總衆國之辭 ○九十七b

- 二十 鄭以王子母弟得立祖王廟 ○九九 a
- 二十一 石室藏主爲祔 ○九九 a
- 二十二 父母在得歸寧、没則使卿寧 ○九一〇 a
- 二十三\* 蛇死爲六年之兆 # ○九一 a
- 二十四 古由猶字通用 ○九一 b
- 二十五\* 蔡侯繩息媯、繩訓譽 ○九一 b # #
- 二十六\* 王師敗績、或舊凡、或新例 ○九三 a

卷十は凡て二十六の「標目」から成っており、「阮刻本」では卷八の十八葉裏から始まって、「七」までが卷八で、「八」からは卷九となり、これが「二十二」十葉表まで順序通り続いているのであるが、「二十三」(# )からは卷九・八葉表にさかのぼり、「二十五」(# #)ではさらに二葉裏にまでさかのぼっている。

この事実から予想されるのは、「二十三」以降は、「二十二」までが一応成った後に付加されたものではないか、ということである。さらに「二十五」以降は再追加の可能性も考えられる。第三節で引用した「要義」巻首の部分(「阮刻本」では巻一の冒頭)の例で、「六」だけが順序が異なっていることを注④で触れておいたが、これについても「付録一春秋左傳要義標目」の巻首の部分を見れば、その理由が了解できるであろう。このように「春秋左傳要義」中には、ほとんどの巻末に付加部分とも思われる箇所が見られる。先に述べた「断層」とはこのことを指摘したものである。そして注目すべきは、「二十三」「二十五」は「伝」文、「二十六」は「注」文が「疏」文とともに摘録されていることである。つまり付加部分と思われる箇所が、「経」「伝」「注」文を含む例と一致している。そしてこのことはただ卷十のみに限られたことではない。





方法が有ったからである。つまり「経注本」の巻次第に従って「疏」文を併せる方法と、「疏本」の巻次第に従って「経注」文を併せる方法との二つがそれである。「八行本」は依然として「単疏本」の形式を踏襲して、右の方法のうちの後者を取っていたのに対し、「十行本」すなわち「附釈音本」は前者の方を取っているのである。「経」「注」文に『經典釈文』をさらに加えるわけだから、前者の方が都合がよかつたのであろう。ところが問題の『春秋左傳要義』は「十行本」と同じく六十巻であつた。こういう事実からしても、「春秋左傳要義本」が「単疏本」でないことはいうまでもなく、さらに「八行本」である可能性も少ないと考える。そしてこのことはまた、第七節での「校勘」の結果とも符合するであらう。

それでは「春秋左傳要義本」は「十行本」であつたと断定してよいのであろうか。しかし、先の巻十の「標目」の部分を「阮刻本」の巻数に対比してみると分かるように、「要義本」は「阮刻本」が底本とした元刊「十行本」（それはおそらく宋刊「十行本」の体裁を襲うものと思われるが）の巻の構成とは異なつてゐるのである。「付録一 春秋左傳要義標目」全体を見てもそのことが言えるであらう。しかし、これは次のようにも考えられる。すなわち「要義」は摘録本であるのだから、「要義」の巻数と「要義本」とが必ずしも完全に一致するとは限らないということである。そういう点を割り引いて考えるなら、「要義本」はやはり「十行本」にいちばん近いといふべきであらうか。ただ、「十行本」の実物を詳しく検討する機会を得ていないので、そのことの確認はまだできていない。

○  
ところで本節の最後に付言すべきことは、現存する『春秋左傳要義』が初刻本ではなく、「四庫全書」本の鈔本が唯一で、しかもそれが不全本であるということから生じる問題である。すなわち鈔本に有りがちな誤写の問題をその一つとして考えておくべきであらう。「宋本」（「八行本」）・「正本」よりも劣り、さらに「十行本」にも及ばぬ例が有るといふこれまでの検討の結果も、「誤写」といふ観点を入れることによって、修正を要する部分が出てくるかも知れないの

である。事実、『春秋左傳要義』には単純な誤写と思われる例を多数指摘し得たことも、ここで述べておかねばなるまい。あるいはまた「断層」の指摘についても、これは『春秋左傳要義』のみに見られる事柄で、たまたまこの書物だけが未定稿であったかも知れないとの疑問も生じるであろう。そこで次節以下においては、右の疑問に答えるべく、その他の『九經要義』についても少しく検討し、そのうえで仮説を述べることにしたい。

## 九 禮記要義・周易要義について

第二節で紹介したように、初刻の版本が伝わる『要義』のうちで、『周易要義』と『禮記要義』はともに「四部叢刊統編」に収録されており、我々は容易にこれを見ることが出来る。また近時（一九九二年夏）台湾故宮博物院所蔵の初刻本『儀禮要義』が影印出版されたのはまことに有難かった。ただ本稿においては、これらの書物全体にわたって検討する余裕を持たないが、いまその一部を瞥見することによって、その概略をつかんでおこう。

まず『禮記要義』から。『禮記要義』は冒頭の卷一・二を欠いているので、最初の卷三を見よう。するとここでもやはり「経」「注」文からの摘録例の有ることが分かる。卷三だけに限っても標目「二」「八」「十」「十四」「十六」「十七」「十八」「二十」「廿二」「廿三」「廿四」「廿五」……というように、その数は枚挙に暇がないほどである。しかも『春秋左傳要義』よりは圧倒的にその数が多い。したがって『禮記要義』の底本もまた「経注疏合刻本」以降の版本に属することが予想されるのである。

そして『禮記要義』で注目すべきは、巻末に『春秋左傳要義』に見られたような追加部分がやはり存在することである。いま『要義』と『阮刻本』と対照してみよう。上が『禮記要義』巻三の標目番号、下が『阮刻本』の巻数である。

## 禮記要義標目

一	至十一	阮刻本	卷六
十二	至廿四		卷七
廿五	至三十五		卷八
	三十六至四十一		卷六 #
	四十二至四十七		卷七
	四十八至五十二		卷八

これによると、標目「三十五」までで阮刻本の卷六・七・八の摘録三十五条を終えた後、再び標目「三十六」以降では卷六・七・八の摘録十七条が付け加えられているのである。つまり標目「三十六」以降が『左傳要義』で指摘した「追加」部分であることが了解されるであろう。しかも最後の「五十二」は「阮刻本」の葉数からして「再追加」の部分でもある。『禮記要義』中、このような再追加を含む「追加」部分があるのは、この他にも卷四・五・五下・六・七・八・十・十四・十五・十七・十九・二十三等を挙げることができる。つまり卷末の追加部分は初刻本の段階ですでに存在しているのであって、『春秋左傳要義』だけが後世において増竄されたものではなかったのである。

また『經典釋文』からの引用が多数見られることは予想外のことであった。なぜなら『春秋左傳要義』には『經典釋文』からの摘録がほとんど見られなかったからである。ただし『禮記要義』ではこれが欄外の頭注か、もしくは「疏」文の最後尾に付記するという形で引用されているところから見ても、その底本は『釋文』を「經注」の後に割注のような形で附加した「附釈音本」(「十行本」)にはこの形式のものが多い)ではなかったかも知れない。

次に『周易要義』の序と卷一上を見ると、ここでも「經」「注」文摘録の例が見出される。以下その「標目」番号の

みを挙げると、「六」「八」「廿九」「卅一」「卅五」等がそれである。したがって、『周易要義』の底本もやはり「経注疏合刻本」以降の版本の可能性がある。そして注目すべきは、次に挙げる序「進疏解姓名」の一例である。これは孔穎達の『周易正義』序の文章の最後の部分を摘録したもので、この二つを並記してみると、その違いがはっきりと思う。

對勅使趙弘智、覆更詳審、爲之正義、凡十四卷（孔穎達序）

對勅使趙弘智、覆更詳審、爲之注疏解經、凡十卷（周易要義）

ここに見られる変改の意味はもはや明らかであろう。これは『周易要義』が『正義』文のみの摘録ではなく、「経注疏」からの摘録であることを明言したものである。だからこそ「之が注疏解經を爲る」と改変したものに違いない。しかも既述の通り『周易正義』が「単疏本」（そして「八行本」も）では十四卷であったものが、「十行本」と同様の十卷（九卷に序を加えたと思われる）に書き変えられていることも、そのことを裏付けるであろう。つまり『周易要義』の底本も「十行本」であった可能性が極めて大きい。

そしてそのことを裏付けるかのように、卷一中以降にはしばしば『經典釋文』が摘録されているのである。しかもこれらは先の『禮記要義』の場合とは異なって、本文中に「割注」のような形で引用されているものが多い。したがって『周易要義』の底本が「附釋音本」であったことはほぼ間違いないであろう。<sup>⑨</sup>

さらにもう一点、『周易要義』の底本が「十行本」であることを示すものとして、卷十の十七から最後の四十二までに王弼の『周易略例』からの摘録文が有ることを挙げておこう。この『周易略例』を「阮刻本」は欠いているが、「阮刻本」の祖本である「正徳十行本」にはそれが有った。<sup>⑩</sup>また「殿本」や「汲古閣本」にも付録されている。しかし最初の合刻本である「八行本」には『周易略例』が無かったのである。そのことは足利文庫所蔵の「八行本」によって確認

できる。つまり『周易要義』は合刻本のうちでも「八行本」ではなく、「十行本」を底本にしたものと思われる。以上、二「要義」の一部を見ただけであるが、『左傳要義』で指摘した形式的な特徴、すなわち「経注」文を含むもの存在、断層の存在、が確認できた。おそらくこれらを『九經要義』全体にも及ぼすことができるであろう。

○ なお『周易要義』・『禮記要義』と孔穎達撰『周易正義』・『禮記正義』との文字の異同については、さらにそれぞれ別の論考を用意しなければならない。ただ『周易要義』に関しては、刊本（『四部叢刊統編』所収本）と鈔本（『四庫全書』本）とを対照して、これまた意外な事実を見出し得たので、このことについても述べておきたい。

既述の通り「四部叢刊統編」所収の『周易要義』は初刻の版本である。これに対して「四庫全書本」は黄登賢の家蔵本に拠ったものだというのであるが、それが刊本であったのか鈔本であったのかは不明である。しかしそのことはここでは問題ではない。この両者を比較検討してみると、そこに多数の異同が見られるのはどうしたことであろうか。そのいちいちの具体例を挙げるのは控え、その結論のみを述べると次のようになる。

- 一、刊本が正しく、鈔本が後代の閩本・監本・毛本と同じ誤りを犯すものがあること。これはまさしく「春秋左傳要義」においても指摘した例である。序・卷一上だけに限って言えば、その数は凡て十一例。
- 二、刊本に見られる明らかな誤刻が、鈔本では訂正されているものがあること。その数は同じく凡て九例。
- 三、刊本では「標目」が上段の欄外に付けられているため、それに相当する「要義」の本文が前の本文に接続して、その区分が不明瞭となっているものがあるが、鈔本ではこの「標目」が本文内に入れられ、その区分が明確となっているものが有ること。これは凡て十例。特に刊本では「世三」は欄外の「標目」のみで、それに相当する「要義」の文章が欠落しているが、鈔本ではこれが存在しているのである。後から補われたのであろうか。

以上、刊本が正しいもの十一例、鈔本が正しいもの九例、三番目の十例を改善と見るか臆改と見るか、その評価が分かれるところであるが、それはともかく、このように刊本と鈔本とが著しく異なる事実をどのように考えるべきであろうか。思うに鈔本は初刻本のいわば改訂版であつた。そしてその改訂に際しては、当時通行の『周易注疏』本に拠つた可能性が大きい。閩本・監本・毛本に一致する例が有るのは、そういう事情から生じたものと思われる。欄外の「標目」を本文中に入れたのは、形式的には「妄りに原形を更改した」という評に相当する部分といえるが、区分が明確になつたのは事実である。恐らくこの形式上の変改は鈔本化の初期の段階でなされたものであらう。ただ文字の変改は一時に行われたのではなく、伝写の度ごとに長期間にわたつて行われたものに違いない。

以上の事から、前節の最後に付言した『春秋左傳要義』へ疑問に対してある程度の解答が与えられるであらう。伝写の過程における誤写の問題であるが、鈔本の方が初刻の誤りを正している場合があつた。しかし『春秋左傳要義』の底本が「十行本」よりも劣る例として挙げたものは、『周易要義』鈔本の例から推して、それが伝写の誤りというよりは、むしろ後の版本に拠つた臆改の可能性の有ることが予想されるのである。したがつて第七節・八節で下した『春秋左傳要義』に対する評価については、少々修正する必要があるであらう。すなわち「十行本」より劣ると評価したものの中には、後人の誤写ないし臆改によるものが有つて、初刻本への評価としては適當でない部分があつたかも知れない。さらにはまた第五・六節で「まずい節録の仕方」だと断定したものの中にも、魏了翁の関知しないところが有つたであらう。

- ⑦ 後述する『儀禮要義』の例から類推すると、『春秋左傳要義』にも元來は『經典釋文』の引用が有つたのであるが、鈔本にされた段階で欠落した、という可能性も考えられる。ちなみに卷三十一「十一 魯人避陳子游父諱、改藩爲番、音皮」の最後に双行小字で「見白褒魯國記」と記されているのは、おそらく晉の白褒『魯國先賢傳』（『隋書』經籍志）を指すものと思われが、これが『春秋正義』文中では『魯國地理志』、『釋文』では『要義』と同じ「白褒魯國記」として引用されていること

も、その補証の一例として挙げておこう。

⑧ 『禮記要義』が引用する『經典釋文』は、そのほとんどが上欄外に冠されたもので、四十余例を数える。ただ五例ばかり、「疏」文の後に小字で付記されたものが有り、また卷十九「廿四 邵公蓋黃帝後、或謂文王之庶子」は『要義』本文そのものが全文「釋文」の文章である。通例「附釋音本」は「經注」の後に「釋文」を挿入する形式であるが、金沢文庫旧藏の『論語注疏』の場合、「釋文」が多く「疏」の後に加えられている。そしてこれは宋刊「十行本」以前に単行刊刻されたものだという（長沢規矩也氏「十三經注疏版本解説」）。『禮記正義』の場合、「八行本」と「十行本」との間に別の注疏合刻本の有ったことを聞かないが、『禮記要義』の『經典釋文』の引用の仕方は興味有るものである。

⑨ 『周易要義』は他の『要義』に比べて『經典釋文』の引用が際だつて多い。「四庫全書」本では全十卷であるが、初刻本（原缺卷三・四・五・六）に限って言えば、その数八十二例を見出し得た。これらのうち、本文中に「標目」を冠した全文が『釋文』の文章であるというのが六例も有る。その他はおおむね「經注」の後、「疏」の前に割り込む形で引用されるもの（四十例）で、「疏」文の後に付記された形ものがこれに次ぐ（二十五例）。例外的なものとして上欄外に引用されたものが三例有った。したがって、『周易要義』は「附釋音本」を底本にしたと思われるのであるが、実はこのことについても問題が無いわけではない。というのは、「阮刻本」をはじめ、これに基づいた「十行本」の『周易注疏』は、正確な意味での「附釋音本」ではないからである。「十行本」では「正義」巻末に「釋文」全体を付録するという体裁になっているのである。ちなみに「殿本」は「釋文」が「經注」の後に挿入された「附釋音本」の形式である。また「疏文」の配列は「十行本」とは異なって、「八行本」に一致する部分が多い。あるいは前注⑦で記したように、「八行本」「十行本」以外の単行刊本が有ったのかも知れない。後考を待つものである。

⑩ 阮元が「十行本」に『略例』無しと判断したことが誤解であることについては、戸田博士前掲書の三百頁に指摘が有る。

## 十 儀禮要義について

最後に一九九二年夏に影印出版された『儀禮要義』について、前節までの考察をもとに、その一部を概略ながら検討してみよう。この台湾故宮博物院所蔵『儀禮要義』五十巻は初刻の版本で、しかも欠落の無い完本ではあるが、やや後印に属するものようである。もつとも『九經要義』の初刻の版本は、刻後二十四年にして火災に遭つて焼失したということであるから（前掲方回『周易集義』跋文）、その下限はおのずと明らかであろう。なおこの書はもと清の嚴久能家蔵のもので、嘉慶年間に阮元がこれを購入し内府に進呈したものだといわれる（前掲張允亮『故宮善本書誌』・秦孝儀『故宮本儀禮要義序』による）。

さてこの『儀禮要義』を瞥見してみると、先の『春秋左傳要義』や『禮記要義』『周易要義』に見られた形式的諸特徴が、ここでも同様に指摘できる。すなわち「経」「注」文からも各巻にわたつて摘録していること、巻末における追加部分が存在すること（巻六・七・十・十一・十三・十九・三十・四十三・四十六）、また上欄外に『經典釋文』を多数（百余例）引用していること等、がそれである。ただし『釋文』の引用は欄外に限られているという点で、『禮記要義』の場合に近く、『周易要義』が本文中に挿入している例が多いのとは異なっている。これらのことから『儀禮要義』の底本もまた『経注疏合刻本』であったことが予想されるのであるが、しかしそれは『附釈音本』ではなかったであろう。ところが通説によれば、『儀禮疏』については、朱子の当時にはまだ「経注」と「疏」とが別行しており、その合刻は時代が降つて明の「正徳十行本」を待たなければならぬということである。したがつてこの『儀禮要義』の底本が『経注疏合刻本』であったと判断すべきではないのかも知れないが、反対に通説の方を見直すべきであるとの考えも成り立つ余地が有るのではないか。その結論を出すには『儀禮要義』のより詳細な検討を待つ必要があるだろう。

しかしこれについては、人或いは「すでに阮元によつてその検討作業は為され、その単疏本であることが明らかにさ



れているのではないか」と言われるかもしれない。なぜなら阮元は『十三經注疏校勘記』のうちで、唯一「儀禮注疏校勘記」にだけは、この魏了翁「儀禮要義」を校勘の資料として充分に利用しているからである。既述した通り「故宮博物院本」が阮元進呈のものであった事実も想起されることではある。ところがこのことについても実は問題が有る。

いったい「儀禮疏」には北宋の景德年間に刊刻されたものを覆刻したと思われる「單疏本」が現存しており、我々は道光十年長州汪氏藝芸書舎の影印本によつて、これを見ることが出来る。ただこの書も残念ながら卷三十二から卷三十七までの六卷を失つていた。かつて清の張敦仁（一七五九—一八三三）と顧廣圻（顧千里 一七六六—一八三三）が、經文は「開成石經」、注文は「嚴州單注本」、疏文は「單疏本」にもとづき、これを合刻したのであるが（「嘉業堂叢書」所収「儀禮注疏」五十卷 嘉慶丙寅一八〇六年序）、その際、欠けた六卷の部分は嚴久能家所藏「儀禮要義」本、すなわちこの「故宮博物院本」によつて校訂したということである。このように「儀禮要義」は阮元とは別に「儀禮疏」校勘の資料としてすでに利用されていたのである。『十三經注疏校勘記』（嘉慶丙寅文選樓刊）はほぼこれと並行することになる。したがつて阮元はこの張敦仁の合刻本を利用するに及んでいない。ただし問題は、阮元が利用した「儀禮要義」本が初刻本「故宮博物院本」ではなかったという事実である。

そのことをもう少し詳しく述べてみよう。普通、この「故宮博物院本」が出版されるまで、我々が「儀禮要義」を利用するに当たつては「四庫全書本」を用いる場合が多かつたのはやむを得ないことであつた。ところでその際「四庫全書本」が「儀禮注疏校勘記」記載の「儀禮要義」本と合わないことについて、「儀禮注疏」を読む者の等しく不審乃至不満とするところでもあつた。そしてこのたび筆者が「四庫全書本」と「校勘記本」とが異なる箇所に限つて、これを「故宮博物院本」と対校してみたところ、「校勘記本」の方がより初刻本に近いテキストであることは間違いないのであるが、意外にも「四庫全書本」の方が「故宮博物院本」に一致するものも、実に八十余例を見出し得たのである。また巻の切れ目が同じでない部分が二箇所有つた。

つまり「校勘記本」が「四庫全書本」でないことは申すまでもないが、さりとて「故宮博物院本」でもなかったのである。したがって阮元が嚴久能家蔵本を手に入れた時期は、「校勘記」の著作よりも後れるものと思われる。もともと、そのことは「儀禮注疏校勘記」序で「儀禮要義」について、阮元が「抄本儀禮要義」（「皇清經解本」）が「抄本儀禮要義」に作っているのは誤刻であろう」と記していることから、すでに明らかであったのだ。<sup>⑩</sup>したがって先に述べたように、初刻本「儀禮要義」の詳細な検討は、依然として必要なことだと考えるのである。

⑩ この「抄本儀禮要義」がいかなる系統の書物であったかということについても、若干の問題が有る。「阮元『儀禮注疏校勘記』は徐養源（一七六一—一八二五）が担当し、阮元自身がその是非を定めたものだということであるが、顧千里の『思適齋書跋』によると、徐養源は嚴久能家とは姻戚関係が有って、かつてその家蔵の初刻本を鈔写したという。そうすると、これが『儀禮注疏校勘記』序にいうところの「抄本儀禮要義」であると予想するのが自然であろうが、すでに述べた通り、初刻本と相違する箇所が多数有ることはなんとしても不可解である。今少し検討が必要だと思われる。

⑪ なお付言すべきは、「四庫全書本」の『儀禮要義』の価値についてである。この書は浙江の吳玉壩家蔵本に拠ったというところであるが、他の「四庫全書本要義」とは異なり、極めて不完全な書物だという事実を指摘しておかなければならない。というのは、この書では元来有ったはずの「標目」の通し番号が全て省略されているのみならず、欄外に記された「標目」をはじめとする『經典釋文』の引用や魏了翁の意見等が、全く見られないからである。この点についていえば、「校勘記本」の方がはるかに本来の面目を保存している。故宮博物院の所蔵本が公開された今、卷三十・三十一を欠く「四庫全書本」の存在意義はもはや全く失われてしまった言わねばなるまい。

## 十一 おわりに

本稿において考察してきたことをまとめてみよう。「九經要義」という書物は主として「疏」文を摘録した部分から成り、これに「標目」という標題を付けたもので、この標目には通し番号が付けられている。そしてその摘録の仕方は、おおむね「疏」文のまとまりのある部分を抜粋摘録するものであった。ままた途中を省略することも有るが、文章を書き改めるといような変改の手を加えることは極めて少ない。すなわち「九經疏」校勘の資料としての価値を持つ所以である。なお「春秋左傳要義」の場合、その摘録された文章には、三代の「禮樂制度」を論じたものがとりわけ多いように思われる。これは魏了翁の関心の所在を示すものである。

次に、「要義」が底本としたのは「單疏本」ではなく、「經注疏合刻本」以降の版本であった。なぜなら、摘録部分に「經」「伝」「注」文を多数例含んでいるからである。それも「八行本」より後の「十行本」、すなわち「附積音本」を底本にした「九經要義」本が有った可能性も大きい。なぜなら「經典釋文」を摘録する「九經要義」が存在するからである。

そして本稿の本来の目的、「春秋左傳要義」の「春秋正義」校勘の資料としての価値という点については、「宋本」(「八行本」と「正本」)を補完するという意味においてのみ有効であると言えようか。つまり「宋本」「正本」を越えるものではなかった。また現存している「九經要義」の初刻の版本と伝鈔本との比較によって、鈔本が初刻本の誤刻を訂正したところも多々見出し得たが、その訂正に際しては、当時の通行本に拠ったと見なすべき箇所が有って、そのことよって鈔本の「校勘の資料」としての価値を著しく減じているのは遺憾に堪えぬことである。「春秋左傳要義」の場合、現存するのが「四庫全書」所収の鈔本のみであり、「四庫全書本儀禮要義」と同様、欄外の記述が全て省略されている可能性が有り、その点からしても、新たな校勘の資料を提供することはできなかったのが惜しまれる。なお「春

秋左傳要義』には「經典釋文」からの摘録は無いものの、その底本が「十行本」であつた可能性は大いに考えられると思ふ。

なお、初刻本が伝存する「九經要義」について言えば、その底本が「八行本」もしくは「十行本」であるから、伝存するそれぞれの「八行本」「十行本」の誤刻を訂正し得るものとして、その校勘の資料としての価値は極めて高いと言えよう。阮元「儀禮注疏校勘記」をも含めて、初刻本が伝存する「要義」、すなわち「周易要義」「毛詩要義」「禮記要義」をその資料に加えたうえでの「九經疏校勘記」作成の意義は充分に有ると考える次第である。

○

さてそれでは、「九經要義」はいったいどのような著作意図のもとに作成されたのであろうか。本稿を終えるに当たり、このことについても考えてみたい。ただ、その検討に入る前に、筆者の予想として、「九經要義」は未定稿であつたのではないかということを述べておこう。第二節の冒頭で引用した『宋史』儒林伝には、「九經要義百卷を著す」という記述があつたけれども、「藝文志」においては二百三十三卷に倍増していたことも、その理由の一つに挙げてよいであろう。「九經要義」は本来、魏了翁が「九經」を解説する際の資料としての「抜き書き集」であり、靖州の書院における講義資料であつたのではないか。「儒林伝」にいう「百卷」とは、その初稿の段階を述べたものかも知れない。つまりこの書は一時期に作成されたものではなく、少し間をおき、時間をかけて集録したもので、集録そのものは魏了翁自身の手によつて終了していたとしても、原稿は未完成ではなかつたか。この形での刊行は本人の意図するところではなかつたかとも想像するのである。

そのことを裏書きするのが、初刻本に見られる「九經要義」の体裁である。初刻本には上欄外に記載された「標目」が有り、これが後からの増竄部分でないことは、その通し番号が連続していることによつても明らかである。つまり欄外の「標目」を含めた通し番号になつてゐるのである。しかし本来ならこれは本文中に有るべきものだと思ふ。さら

に、たびたび指摘した卷末の追加の部分であるが、これもまた『九經要義』が未定稿であったことを示すものではあるまいか。筆者が『要義』と「疏文」とを対照していった際、卷末の附加部分が『九經疏』文のどの当たりから摘録したのかを探すのにかなり手間取ったのであるが、おそらく当時の『九經要義』の読者もまた同様であったと思われる。未定稿を十分に整理することなく印刷に付したため、このような不手際が生じたものだと考えたい。

そのことを配慮したのであるうか、極めて稀れにはあるが、欄外あるいは「疏文」摘録の末尾に次のような注記が見られる。

二十七年杞用夷禮、卷末 左傳要義卷十七

二十八年城濮不書陳蔡、卷末 左傳要義卷十七

此以下補遺、追書篇首注疏 禮記要義卷六

此已下追補 禮記要義卷八

係補（標目の下） 儀禮要義卷十

又一節見後 尚書要義卷十九（『尚書要義』は本稿で取り上げなかったが、これは『四庫全書本』）

もしもこれが完成原稿であるなら、卷末に多数見られる追加の部分そのものは、本文中の然るべき位置に挿入しておくべきところで、右のような注記は本来必要なものである。

さて『九經要義』が未定稿であったとしても、それではこのような『九經注疏』の摘録を作ったその目的はいかなるものであったろうか。そのことについて魏了翁自身が述べているものを『鶴山先生大全文集』中からは見出し得ない。講義資料としての意味しか持たなかったと言ってしまうばそれまでであるが、あくまでも筆者の予想の域を出ないもの

ながら、次のように考えてみた。

既述の通り「九經要義」は主として「九經注疏」からの摘録文によって成り立っているのであるが、実は時として魏了翁自身の意見と思われる文章が記載されていることが有る。今これらを抜き出してみると、「周易要義」にはわずかながら次の四例が挙げられる。

「文義恐不如此」

(卷一中)

「此未必然」・「此未然」

(卷一下)

「如注意則當云天之道地之宜」

(卷二上)

一方「禮記要義」にはこのような例がかなりの数にわたって見られるが、その中から三例のみ、

「愚案諸家皆望文爲義」

(卷十三)

「此章與左氏傳襄七年異」

(卷二十一)

「此皇考謂曾祖、祖考謂始祖、與曲禮異」

(卷二十三)

を挙げておこう。「禮記要義」にはまた、宋代の学者の説として、

「胡氏曰、豹所畜養之盜絜所見殺之賊」

(卷三)

「朱文公謂、古無執笏之制」

(卷十三)

というような引用も見られる。

さらにまた『儀禮要義』にも同様に、宋代の禮學者である李如圭の『儀禮集釋』を引用するものが五例(卷三十一に二例、卷三十七・卷四十二に二例)見出せる。或いはまたテキストの異同に言及するもの(「元本」・「温本」・「正本」・「監本」)も有る。魏了翁当時の異本の存在を示すものである。これらが現存する版本の中のいずれかに該当するものなのかどうか、その検討の余地は有りそうである。

以上、ほんの一部を紹介しただけであるが、これらはいずれも魏了翁が『九經注疏』から摘録した際に、その摘録した意図とか摘録部分に対する自己の見解とかを、備忘録として記録にとどめておいたものだと言えらる。さらに、魏了翁には将来この備忘録を膨らませて、自己の解釈をまとめる計画が有ったのではないか、とも想像するのである。

そしてそのことに関連して取り挙げるべきものが、魏了翁の『周易』に関する別の著作『周易集義』という書物である。この書は別名『大易集義』とも呼ばれ、凡て六十四卷、現在その宋刻本が北京図書館に所蔵されている。ただしこれには影印本はなく、我々が容易に見し得るものではない。<sup>⑬</sup> 近人、葉德祿の「宋刊本魏了翁周易集義跋」(『輔仁文苑』

第三輯 一九四〇年 『宋史研究集(1)』所収)によれば、民国二十年代に北平西什庫北堂図書館から発見されたものようで、久しく存亡不明の書であった。明の『内閣書目』、清の『四庫全書』にもその著録が無く、朱彝尊はどうやら『周易要義』と『周易集義』とを同一書と見なしていたようであるが、もちろん朱氏の考えは誤り。この書は『九經要義』と同時期に同場所で刊刻されたもので、全六十四卷中、第一卷の上半分を含めた九卷半を欠いているという。

しかしてその内容はどのようなものであるのか。このことについては、実はすでに朱彝尊『經義考』卷三十三所引の元の方回(三七・三〇六)の跋文に、「濂洛以來の諸大儒の易説を取りて爲つた」ものだと言っている。また同じく『經義考』

所引の董真卿『周易會通』では具体的に、

其の書、周子・邵子・二程子・張子・呂氏・謝氏・楊氏・尹氏・游氏・胡五峯・朱漢上・劉屏山より、朱子・張宣公・呂成公・李隆山子心傳に至る凡そ十七家……

というように道学者の名前を列挙している。つまり『周易集義』という書物は、道学者の『周易』に関する諸説の集大成を期したものであるようだ<sup>④</sup>。そして問題の『周易要義』は漢唐訓詁の学の集大成である『周易正義』からの摘録であったわけである。

そこでここからは筆者の想像であるが、魏了翁は『周易要義』に対する『周易集義』というように、『九經要義』による漢唐以来の伝統的な経学の集大成との書物と同時に、宋代に新たに興った道学の説を集成した書物を著作し、最終的にはこの両者を統合したうえで、自己の見解を加えた更にもうひとつの『九經』解説書（『易』と禮制への関心の強さからすると、『九經』全部とまではいかなくとも、『周易』と三禮の解説書）の著作を意図していたのではあるまいか。そしてその試作品とでもいうべきものが、『魏鶴山先生大全文集』の卷一百四から一百六にかけて収録されている『周禮折衷』ではないかと考えるのである。

もつとも、この不全本『周禮折衷』は魏了翁の自著ではなく、門人の税與權が師の講述を輯録したものであり、しかも『周禮』の「天官」上・中のみで、それ以下を欠いているのであるが、その体裁は、『周禮』经文を挙げた後に、鄭司農・杜子春・鄭玄注並びに賈公彦の「疏」というように、伝統的経学者の説を引用すること『九經要義』と同様であるが、さらにこれのみならず、宋代の王荆公（すなわち王安石）・陳祥道・林氏（林椅『周禮綱目』か？）といった学者の説、また『三禮辨』を引用したうえで、最後に「魏鶴山先生云」として魏了翁自身の断案を付け加えるという形に



なっている。つまりこの書においては、先行する文献からの摘録文に続けて、魏了翁自らの見解が開陳されているのである。

先に『九經要義』中の魏了翁の備忘録とでもいべき注記を紹介したが、これらは最終的には『周官折衷』に見られる「魏鶴山先生云」のごとき自説をも加えた『九經』に対する新たな著作のための心覚えであった、と想像するのである。したがって『九經要義』はその前段階の著作であったと考えたい。

○ 以上、本稿の目的から少しはずれて、『九經要義』著作意図についての仮説を提出したのであるが、本文中で言及し得なかった、筆者のいわば心覚えのごときものを羅列的に付言しておこう。

○ 朱子によって宋代の新たな、しかも膨大な経書の注釈書が著作された後を承けて、果たして『九經要義』のような伝統的経学の著作のダイジェスト版が存在する意義は有ったのだろうか。筆者の先の仮説が幸いにも当を得たものであるとするなら、一応、その意義は認められるであろう。当時すでに失われつつある旧説を保存するのがその目的の一つであったのかも知れない。

○ 『九經要義』が著作された当時は、朱子によって『大学章句』『中庸章句』が書かれ、それまでは『禮記』中の一篇に過ぎなかった「大学」「中庸」に高い評価が与えられた時代であったと思われるが、『禮記要義』中において、魏了翁のこの両篇に対する特別の関心は全く見出し得なかった。朱子に私淑したといわれる魏了翁にしては、いささか不可解な態度ではある。

○ 現在の筆者の関心からすると、『九經要義』自体の価値については（宋版本に関する事、つまり印刷史・美術史等に関する事は除いて）、『九經疏』校勘の資料としての存在意義は認められるが、それ以上のは無いように思われ

る。ただし「標目」については、その「疏」の内容を極めて要領よくまとめたものとして、これは評価したい。もしこの書が当時において評価が高かったとしたなら、案外この「標目」の存在が大きかったのかも知れない。

○ 『九經要義』中から魏了翁の思想を引き出すのは極めて困難である。「要義は以て了翁の經学を見るに足らず。其の經学はまさに周禮折衷に於てこれを見るべきのみ」と断言したのは、民国の文献学者胡玉縉（二八五—一九四〇）であった（『許廡學林』禮記要義跋）。

○ かつて吉川幸次郎氏が前掲の論考の末尾において、「公の『要義』を、ただ旧疏校勘のためにのみ用いるのは、公の志を知るものではない。私も実はその一人である。公の意を明らかにするには、更に好學深思の人が有るであろう」と述べられたのは今からすでに三十年前のことであったが、筆者もまた依然として『九經要義』を旧疏校勘の為にのみ用いる一人に過ぎなかつたのは、魏了翁に対して申し訳ないことである。

⑬ 阿部隆一氏「北京南京上海觀書記」（『汲古』第二号 一九八二年）にはこの『大易集義』に言及する一文が有る。

⑭ ちなみに南宋の李明復『春秋集義』五十卷綱領三卷（『四庫珍本初集』所収）は、宋代の諸家（周敦頤・二程子・范祖禹・謝良佐・揚時・侯仲良・尹焯・劉絢・謝湜・胡安國・呂祖謙・胡宏・李侗・張栻）の春秋說を列挙した書物である。そしてこれに魏了翁の序が冠せられているのは興味深いことである。

## 付録一 春秋左傳要義標目

\* 傳注を含むもの

# 断層の箇所

※ 順序通りでないもの

## 卷首 序

1	漢儒雜取公穀以釋左氏、惟杜氏專門	序   二 b	阮刻本
2	劉炫翹楚、然規杜失未當	序   三 a	
3	箕戰稱人與殺戰不可同	序   三 b	
4	襄公傳姑姊字、杜劉異義	序   三 b	
5	孔穎達貞觀中上正義三十六卷	序   四 b	
6	釋日月甲子之義	〇   四 a	
7	無事書首、月亦有書仲月	〇   五 a	
8	* 辨文王周公作易	〇   八 a	
9	赴告可通稱及違舊章	〇   九 b	
10	左傳傳授源流	〇   一 b #	
11	武帝世議立左氏學、公羊之徒詆之	〇   二 a	
12	自劉歆後章句義理始備	〇   二 a	
13	舊有春秋之名、仲尼脩魯史爲春秋	〇   二 b	
14	春秋亦有無時無月	〇   三 a	
15	以日月爲義例、惟卿卒日食	〇   三 b	
16	經有重書日非義例	〇   四 b	
17	載歲祀年之別	〇   四 b	
18	賈賀釋春秋二字未當	〇   五 a	
19	諸侯無內史、多是太史	〇   六 a	
20	左氏南史外史非官名	〇   六 b	
21	左右非史官之名、左記動、右記言	〇   六 b	
22	簡策牘牒畢札方版等制	〇   六 b	
23	大事雖在策、其初亦記於簡、	〇   七 a	
24	經據策書、傳馮簡牘	〇   七 b	
25	魯君子左丘明傳春秋	〇   二 a	
26	書不書先書故書不言不稱之等	〇   二 b	
27	釋鄭魯朝宿湯沐之邑	〇   七 a	
28	晉乘楚檇杌亦名春秋	〇   八 a	
29	杜氏所見言左氏者十數家	〇   九 b	※
30	杜不取公穀、簡二傳去異端	〇   〇 b	
31	劉賈許穎及服虔優劣	〇   三 a	
32	丘明作傳、與經別行	〇   三 b	

- |         |                     |         |
|---------|---------------------|---------|
| 33      | 賈逵鄭玄盧欽等謂孔子立素王       | 〇一三 b   |
| 34      | 吾其爲東周、鄭杜異義          | 〇一六 b   |
| 35      | 湯文周孔困厄              | 〇一七 a   |
| 36      | 西都東都西周東周            | 〇一五 b # |
| 卷一 隱公元年 |                     |         |
| 1       | 服題隱公左氏傳解誼、杜題經傳集解    | 〇一 a    |
| 2       | 杜元凱家世及所著春秋書         | 〇一 b    |
| 3       | 元兼始適二義、妃通適妾         | 〇一 a    |
| 4       | 適長稱伯、庶長稱孟、春秋時不盡然    | 〇一 b    |
| 5       | 婦人以字配姓、故稱孟子         | 〇一 b    |
| 6       | 不稱薨不成喪、先死不得從夫諡      | 〇一 b    |
| 7       | 婦人於法無諡、生從夫國、死從夫諡    | 〇一 a    |
| 8       | 景王未崩、妻稱穆后非禮         | 〇一 a    |
| 9       | 諸侯無重娶有繼室、繼室不稱夫人     | 〇一 b    |
| 10      | 手文必古文、非隸書           | 〇一 a    |
| 11      | 繼室貫於諸妾、母貴則子宜爲君      | 〇一 b    |
| 12      | 鄭以正朔三而改、孔自古皆建寅      | 〇一五 b   |
| 13      | 夏即位、春已稱元、秋冬改元、春夏即冠年 |         |
- 
- |     |                     |       |
|-----|---------------------|-------|
| 14  | 諸侯於封內各得改元           | 〇一六 a |
| 15  | 天子盟諸侯之禮之時之法         | 〇一七 a |
| 16  | 諸侯盟之壇之神之牲及口血坎埋      | 〇一八 a |
| 17  | 大國制盟辭、小國尸其事         | 〇一八 b |
| 18  | 稱君爲罪君、稱國稱人爲國討       | 〇一〇 a |
| 19  | 平遷王城、敬遷成周、春秋後二百餘年周亡 | 〇一〇 b |
| 20  | 天王以仲子者桓母故、贈之時仲子未薨   | 〇一 a  |
| 21  | 婦人於法無諡、當以字配姓        | 〇一 b  |
| 22  | 客主皆微無名、國地國主亦與盟      | 〇一 b  |
| 23  | 公卿大夫士書爵字名人等例        | 〇一 a  |
| 24  | 卿無爵或書字、大夫有爵或亦書爵     | 〇一 b  |
| 25  | 卿佐之喪託書日不書日以見義       | 〇一 a  |
| 26  | 辨隱莊閔僖不書即位           | 〇一 b  |
| 27  | 何休以諸侯無攝、鄭難之         | 〇一 a  |
| 28  | 邾儀父得王命、必在北杏後        | 〇一 b  |
| 29  | 申呂齊許皆姜姓、申改封謝        | 〇一五 b |
| 30* | 段出奔共稱共、猶晉鄂侯         | 〇一五 b |

31 隱莊閔僖皆不脩即位之禮

〇一三三 b #

## 卷二 隱公元年

1 諸說雖不同，杜以長三丈爲正

〇一七六 b

2 侯伯城方五里，約考工記文

〇一七七 a

3 鄭氏考工典命城方若千里凡兩解

〇一七七 a

4 杜以典命、國家非謂城居

〇一七七 a

5 段不言弟不言奔，不以國討爲文

〇一七九 a

6 鄭伯後來始有殺心，服謂本意欲殺

〇一七九 a

7 禮燕食有牲體，殺馘爲羹賜賤官

〇一八〇 a

8 春秋傳引詩不皆與今同

〇一八〇 a

9 生贈仲子乃宰啗不達時宜

〇一八三 a

10 速葬謂之不懷，過期爲緩

〇一八三 b

11 經不言速葬，惟無故而緩則譏

〇一八三 a

12 魯君薨葬，惟成公順禮

〇一八三 a

13 士踰月亦與大夫同三月

〇一八三 a

14 天子之喪，諸侯不親奔

〇一八三 b

15 鄭氏大夫葬數來月，非杜旨

〇一八三 b

16 在牀曰尸，亦是未葬之稱

〇一八三 a

17 賄賂含襚皆贈，未及葬則無譏

〇一三三 b

18 既葬除喪，惟杜有此說

〇一三三 b

19 杜預除喪之說，嘗爲晉人所怪

〇一三四 a

20 諸侯不親會葬

〇一三六 a

21\* 隱公讓桓，不敢爲喪主

〇一三五 b

#

## 卷三 隱公二年至四年

1 會戎據公往，故隨戎俗爲禮

〇一七七 a

2 春秋卿乃見經，注云大夫者亦是卿

〇一七六 a

3 昏禮不稱主人，亦有辭窮而稱

〇一七六 b

4 隱成仲子爲夫人，有赴故稱薨

〇一七九 b

5 日月動物，不能不小有盈縮

〇一八一 a

6 日月有雖交不食，有類交而食

〇一八一 b

7 漢末劉洪推日食加時，但無類月法

〇一八一 b

8 漢史晦類食及穀梁書日食例

〇一八二 a

9 君氏猶言母氏舅氏

〇一八二 b

10 書武氏子，父喪未終，王未命

〇一八二 b

11 會他國葬，大夫得正而卿過禮

〇一八三 b

12 不祔赴反哭不稱薨夫人葬

〇一八四 a

13	仲子未必耐姑以赴稱夫人薨	〇三二五 b
14	隱以攝不成禮於聲子、故稱君氏	〇三二五 b
15	公羊以宋禍罪宣公、此傳善之	〇三二九 a
16	齊始封及田氏奪齊始末	〇三二九 b
17	君在西北、太子處東宮、取乾震	〇三二〇 a
18	賦碩人是自作詩亦曰賦	〇三二〇 a
19	陳始封及楚滅陳始末	〇三二〇 a
20	服以驕奢淫佚從邪起、劉謂所以自邪	〇三二二 a
21	引傳事以釋六逆	〇三二二 b
22	東樓公封杞、至楚滅杞始末	〇三二三 a
23	公子晉法當書入、變文書立	〇三二五 b
24	杞遷淳于緣陵始末	〇三二三 b
25	春秋書氏族例多不合則云未賜族	〇三二三 a
26	莊以上弑君不書氏、闕以下書氏	〇三二四 a
27	弑君者列於會則不復討	〇三二五 a
卷四	隱公四年至五年	
1	蔡姬姓、始封及楚滅	〇三二六 a
2	廟成遷入木主、故始用六佾	〇三二八 a

3	仲子依羣公例稱宮、宮廟亦互稱	〇三二九 a
4	非講大事備器用爲不軌不物	〇三三〇 a
5	公子彊而云臧僖伯、傳追書氏	〇三三三 a
6	左氏蒐苗獮狩之名與穀異	〇三三三 b
7	治兵振旅二文、其禮皆同	〇三三三 a
8	數軍實謂車徒器械及所獲	〇三三三 b
9	取猥雜之物、非諸侯所親	〇三三四 a
10	晉始封、至韓魏趙分晉	〇三三四 b
11	將萬間羽、萬是舞之大名、不同羽	〇三三五 b
12	魯唯文周廟得用八、他公亦僭用	〇三三七 a
13	*大夫書卒不書葬	〇三三九 b
14	*八方之風凡二說	〇三三六 a
卷五	隱公六年至十一年	
1	和而不盟曰平、平後乃盟	〇四一 a
2	渝平傳謂更成、服氏謂更爲約束結平	〇四一 b
3	唐叔受封、九宗五正遂世爲晉強家	〇四二 a
4	滕非亡於齊景、世本服注皆誤	〇四四 a
5	五等總稱諸侯	〇四四 a

- 6 戎朝發幣於公卿、如晉諸公府卿寺 ○四一六 a
- 7 陳五父猷如忘、志不在 ○四一六 a
- 8 宿男卒不名、不以名赴 ○四一七 b
- 9 許祊各有魯別廟、今以近兩易 ○四一九 a
- 10 以近許故名許田 ○四一九 b
- 11 先配後祖三說、杜以楚園事爲據 ○四一〇 a
- 12 舜以下姓姚、胡公始姓媯 ○四一二 a
- 13 子孫共姓別氏合族 ○四一二 a
- 14 死後賜族乃正法、生賜非禮 ○四一三 b
- 15 同姓異姓取舊官邑爲族、皆稟之君 ○四一三 b
- 16 震雷之劈歷、電是光 ○四一三 b
- 17 書大雨雪大雨雹與大水不同文 ○四一三 b
- 18 傳解霖字、疑經脫二字 ○四一四 a
- 19 \* 鄭突爲三覆以待戎 ○四一五 a
- 20 \* 史疾翟專進、故去公子 ○四一五 b
- 21 \* 克師衆而易亦曰取 ○四一六 a
- 22 蚩戴聲近、故漢於戴國立蚩縣 ○四一六 b
- 23 饗饋相見致大禮、杜意止謂牲饌 ○四一七 b
- 24 十有一年、十下言有 ○四一八 b
- 
- 25 許始封及遷滅改易 ○四一八 b
- 26 有直書弑君、有諱國惡 ○四一八 b
- 27 薛奚仲始封、後不知誰滅 ○四一九 a
- 28 庶姓異姓同姓之別 ○四一九 b
- 29 周先同姓、雖有異姓亦曰宗盟 ○四一九 b
- 30 世本任姓十國 ○四二〇 b
- 31 廟內授車未駕、故挾軻以走 ○四二一 a
- 32 道方九軌曰遠、劉炫謂九道交出 ○四二一 a
- 33 螭狐靈姑鉅蜂旗皆不可曉 ○四二一 b
- 34 叔段闕口四方 ○四二一 a
- 35 新鄭河南、舊鄭京兆 ○四二一 a
- 36 主四岳故稱大岳、許其後 ○四二一 b
- 37 盟詛例用一牲、非三物並用 ○四二四 b
- 38 息姬姓、不知始封 ○四二五 a
- 39 他國事來告則書、不告則否 ○四二六 a
- 40 諸侯三卿無大宰、羽父求特置 ○四二六 b
- 41 誅寗氏則非其罪、舍則無罪 ○四二七 a
- 42 \* 外卿無去族之理、鄭宛未賜族 ○四二七 b
- #

卷六 桓公元年至二年

- 1 以顧命準諸侯、則嗣子位定於初喪 ○五十一 a
- 2 鄭祀周公、魯取祊田、犯二不宜 ○五十二 a
- 3 詩頌居常與許、蓋許田復歸 ○五十二 b
- 4 孔父嘉爲孔子六世祖 ○五十三 a
- 5 稱督以弑罪督、孔父稱名責之 ○五十四 a
- 6 周公稱大廟 ○五十四 b
- 7 凡盟不書至、皆不告廟 ○五十五 a
- 8 傳或託言君子、或特稱仲尼 ○五十五 b
- 9 釋清廟茅屋之義 ○五十七 b
- 10 大路賜車總名、越席示儉 ○五十八 a
- 11 大羹不致、粢食不鑿 ○五十八 b
- 12 華蟲以上言作會、宗彝以下言締繡 ○五十九 a
- 13 帶謂革帶、幅若行滕 ○五十二 a
- 14 釋衡紃紘緹、皆冠冕飾 ○五十二 b
- 15 此十二物皆有度 ○五十三 b
- 16 禮之言繹皆有玉共文 ○五十三 b
- 17 釋鞶厲、賈服杜與鄭異 ○五十三 b
- 18 錫鈴無異說、惟鸞和多說 ○五十四 b

- 19 旂旗不畫星辰、統大常而言 ○五十五 a
  - 20 武王遷九鼎、有營洛意 ○五十五 b
  - 21 楚僭號、蔡鄭懼而會謀 ○五十六 b
  - 22 公出必告廟、反必告至 ○五十七 a
  - 23 告廟必以幣、朝會盟伐同 ○五十七 a
  - 24 榮辱死徙、皆有告廟 ○五十七 b
  - 25 舍爵即書勲勞于策 ○五十八 a
  - 26 師服假名以規諫、而何休難左 ○五十九 a
  - 27 卿置側室、選用宗之庶者 ○五十九 b
  - 28 大夫身是適子爲小宗、故次爲貳宗 ○五十二 a
  - 29 晉去洛邑近八百里、故云甸侯 ○五十二 b
  - 30 書宋災故尤之、書成宋亂非譏 ○五十六 a
  - 31 \*言靖侯之孫欒賁傳之、示貴寵 ○五十九 b
- #
- 卷七 桓公三年至六年
- 1 桓於春不書王言十四、失不班歷 ○六一 a
  - 2 劉炫規杜、周不班歷、魯不改歷、自矛楮 ○六一 b
  - 3 閻虛當月、月必減光 ○六十二 a



- 4 日月一百七十餘日一交、有正不正 ○六一二a
- 5 月在南日北、故食有上下 ○六一二b
- 6 天子不親逆女、諸侯有故得使卿 ○六一三a
- 7 桓惡而有年異之 ○六一三b
- 8 兩服爲主以漸參之、故爲駢駟 ○六一四a
- 9 翟遂逆女、傳文各言其一 ○六一四b
- 10 凡公嫁女、卿大夫送之 ○六一五a
- 11 三卿五大夫、五人中又分上下 ○六一五a
- 12 芮伯萬出居魏、釋芮魏本末 ○六一五b
- 13 雖周正建子、言時皆據夏正 ○六一六a
- 14 諸國各有狩地、非常故書 ○六一六a
- 15 宰渠伯糾攝父職以出聘故譏 ○六一六b
- 16 州公虞公皆以小國稱 ○六一八b
- 17 始貳於虢、至是全奪鄭伯政 ○六一九b
- 18 田穰苴司馬法 ○六一〇a
- 19 注以旂爲旆、或謂以大木發石 ○六一〇b
- 20 祭仲是名、公羊以爲字、因善其行權 ○六一二a
- 21 仍叔之子以童子將命而久留 ○六一二b
- 22 魯不祭地、而注總言天地之祭 ○六一三a
- 
- 23 傳有啓蟄之文、故注引漢初氣名 ○六一三a
- 24 凡候天時不以月、惟周禮以月 ○六一三b
- 25 魯郊以啓蟄、記言周之孟春不可信 ○六一三a
- 26 此祀天南郊、與鄭玄六天說異 【欠文】
- 27 杜遵王說、劉炫謂冬夏祭配不同 ○六一四a
- 28 魯得雩上帝稱大 ○六一四a
- 29 鄭玄四月正雩、穎氏龍見即五月 ○六一四a
- 30 始殺而嘗、實起建申月而云酉 ○六一四b
- 31 閉蟄是亥月、昆蟲得陰而藏 ○六一五a
- 32 卜祭日不過三、涉次節則書譏慢 ○六一五a
- 33 適妻長子以大子舉之、故書始生 ○六一六a
- 34 忠於民而信於神 ○六一七b
- 35 奉牲食酒告神、總以民德馨香 ○六一九a
- 36 杜以九族爲外親有服異族、與鄭異 ○六一〇a
- 37 釋大牢少牢名義 ○六一二b
- 38 接以大牢謂以禮接夫人、與鄭異 ○六一三a
- 39 宗婦謂同宗之婦 ○六一三b
- 40 以德命爲義、如名昌發 ○六一三b
- 41 不以國謂本國、諸言不以通臣民 ○六一三a

- 42 不以隱疾、非黑臂黑肱之類 ○六十三b
- 43 君父名生不斥言、死卒哭乃諱 【欠文】
- 44 未爲諱前、君臣得同名 ○六十四a
- 45 晉以唐叔改稱晉、蓋王命 ○六十五a
- 46 山川廢主謂改其名 ○六十五a
- 47 魯雖親盡猶諱具敖、獻子失問 ○六十五a
- 48 \*晉宋以諱廢司徒司空 ○六十五a
- 49 \*桓公昏不由媒、傳注與詩異 ○六十四a #
- 50 \*書甲戌己丑、謹疑審事 ○六十七a
- 51 書仍叔之子譏弱 ○六十八a
- 52 \*魚麗陳法以後伍承先偏 ○六十九a
- 53 \*經書兩秋者三 ○六十二b
- 54 \*楚自此始盛終於抗衡中國 ○六十七a
- 卷八 桓公七年至十八年
- 1 焚咸丘譏盡物 ○六十一a
- 2 穀鄧來朝書名、杜與服衛各一說 ○六十一b
- 3 書正月烝爲下再烝見瀆 ○六十二b
- 4 王逆后嫁女、皆使諸侯主昏 ○六十二b
- 
- 5 於逆稱王后、於歸稱季姜 ○七十三a
- 6 祭公逆后、必有卿從 ○七十三a
- 7 鄭玄駁天子不親迎之說不當 ○七十三a
- 8 漢淮二水源流 ○七十三b
- 9 巴郡在巴國江州縣、姬姓 ○七十五a
- 10 梁荀賈始末 ○七十五b
- 11 曹太子代父來朝、賓以上卿 ○七十六a
- 12 臨樂非歎所 ○七十六b
- 13 虞公姓系始末 ○七十七a
- 14 庶人稱匹夫匹婦 ○七十七b
- 15 以王爵先書齊衛、蓋抑鄭子魯 ○七十八a
- 16 鄭突不稱公子不繫鄭 ○七十八b
- 17 鄭忽既成君而書名從赴 ○七十九a
- 18 魯柔叔皆未賜族 ○七十九a
- 19 稱君稱公稱主之別 ○七十a
- 20 陳五父即佗、馬遷分爲二人 ○七十二b
- 21 重書丙戌因舊史 ○七十三a
- 22 楚伐絞爲城下之盟 ○七十三a
- 23 諜軍中反間、巡邊徧行之 ○七十三b

- 24 先君未葬不得稱爵、成君以接隣  
○七二四 a
- 25 狃伏皆慣習之義  
○七二五 b
- 26 不書所戰、公後期  
○七二六 a
- 27 御廩災不害、故不廢嘗  
○七二六 b
- 28 熟饗生饋、鄭無定解  
○七二七 b
- 29 蔡在衛上、今在陳下、蓋後至  
○七二二 a
- 30 杜以定方中爲未正中、劉炫規之  
○七二三 a
- 31 居卿位從卿、底日平歷數  
○七二四 a
- 32 釋女家男室  
○七二五 b
- 33 \*輟高渠彌、觀起車裂  
○七二六 a
- 34 \*書來戰于郎善魯  
○七二六 b
- 35 \*王卿士譜其屬大夫於王  
○七二七 a
- 36 以七月壬辰書於八月  
○七二二 b
- 37 \*突以自奔爲文、沒逐者主名  
○七二八 a
- 38 \*忽稱太子、杜謂守介節忘大計  
○七二八 b
- 39 \*王世子不名、諸侯世子名、附庸稱人  
○七二九 b
- 40 馬遷誤書夫人夷姜  
○七三三 a
- 41 \*日食必存晦朔、朔須甲乙  
○七三三 b
- 42 鄭昭公知所惡、或云嫌其不斷  
○七三四 b
- 
- 43 \*並后匹嫡兩政耦國  
○七二六 b
- 卷九 莊公元年至八年
- 1 無事而書月、閔僖亦然  
○八一 a
- 2 單采伯爵、故知爲天子卿  
○八一 b
- 3 單伯不稱使、天子嫁女不親昏  
○八一 b
- 4 築王姬之館于外、杜謂不忍不敢  
○八一 a
- 5 追錫魯桓衛襄、如後世哀策  
○八一 a
- 6 齊人遷三邑、取地不取民  
○八一 a
- 7 父弑母出、不忍行即位之禮  
○八一 b
- 8 辨慶父庶長稱仲而時人稱孟  
○八一 a
- 9 書齊王姬卒、由魯嫁  
○八一 b
- 10 溺以專命去公子、與霍同  
○八一 a
- 11 紀季入邑以存先祀費之  
○八一 a
- 12 享者兩君相見之禮、非婦人所用  
○八一 a
- 13 紀侯大去其國、不言奔滅  
○八一 b
- 14 楚始更陳法參用子  
○八一 a
- 15 楠或音曼、或音朗、以字體未定  
○八一 b
- 16 王人雖微而授大事、故稱人稱字  
○八一 a

- 卷十 莊公九年至十五年
- 17 月微復無雲而恒星不見 〇八一三 b
- 18 星隕而且雨、非狀似雨 〇八一四 a
- 19 大水漂熟麥、故書無麥苗 〇八一四 a
- 20 治兵告於廟習於巷 〇八一五 a
- 21 書師還善莊公克己復禮 〇八一五 b
- 22 杜氏不見古文尚書、故以邁種爲逸書 〇八一六 a
- 23 附庸雖無爵命、得祀宗廟山川 〇八一六 b #
- 24 \* 紀侯由齊大去、而齊以禮葬其妻 〇八一八 b
- 25 \* 楚武授兵於廟、臨齊而蕩 〇八一九 a
- 26 楚武王初爲陳兵之法曰荆尸 〇八一九 a
- 27 邾顏子肥封邾、爲附庸稱名 〇八二〇 b
- 28 三甥欲圍楚子時、楚未爲彊 〇八二一 a
- 29 \* 傳言楚滅鄧、爲經書楚事張本 〇八二三 a
- 1 小白子糾各有黨、伐乃得入 〇八二八 b
- 2 齊桓忘怨而用管仲 〇八二〇 a
- 3 楚始稱荆、僖元年後稱楚 〇八二三 b
- 4 宗社亡稱滅、未亡而君見獲稱以歸 〇八二二 b
- 
- 5 肉食謂在位者 〇八二三 b
- 6 皐比是虎皮 〇八二四 a
- 7 妻姊妹同出爲媵 〇八二四 a
- 8 書戰書敗例 〇九一 a
- 9 敗多存少乃稱敗績 〇九一三 b
- 10 金僕姑矢、名義未聞 〇九一四 a
- 11 乘丘之戰、此傳與禮記勝敗異 〇九一四 a
- 12 戲而相愧曰斬 〇九一四 a
- 13 宋萬已賜族而不書氏、仇牧卿而稱名 〇九一四 b
- 14 采邑長曰宰、公邑長曰大夫 〇九一五 b
- 15 伐事成始至、故書會伐宋 〇九一六 b
- 16 大夫卿之總號 〇九一六 b
- 17 齊桓歸功天子、以單伯會鄆赴 〇九一七 a
- 18 齊桓請師、假王命以示大順 〇九一七 b
- 19 諸侯無貶稱人例、此人總衆國之辭 〇九一七 b
- 20 鄭以王子母弟得立祖王廟 〇九一九 a
- 21 石室藏主爲祏 〇九一九 a
- 22 父母在得歸寧、沒則使卿寧 〇九二〇 a
- 23 \* 蛇死爲六年之兆 〇九一八 a #

- 24 古由猶字通用 ○九八b
- 25\* 蔡侯繩息媯、繩訓譽 ○九一二b##
- 26\* 王師敗績、或舊凡、或新例 ○九一三a
- 卷十一 莊公十六年至二十五年
- 1 伐國以主兵爲先、序會以大國爲上 ○九一〇b
- 2 同盟言服異、猶喪服傳言同居 ○九一二a
- 3 齊始霸進陳於衛上 ○九一二b
- 4 以良月復共叔段之孫黨惡 ○九一三b
- 5 僖王受賂命曲沃伯、以一軍爲晉侯 ○九一三b
- 6 齊人執鄭詹、釋例集解實同 ○九一三b
- 7 蠻如髓、一名射景 ○九一四a
- 8 王覲羣后饗禮命宥 ○九一五a
- 9 獻酢酬及酬幣命宥之等 ○九一五a
- 10 虢公晉侯同賜、是以禮假人 ○九一五b
- 11 公子結遂事無益有害 【欠文】
- 12 凡媿皆送至嫁女之國、從適而行 ○九一六b
- 13 鬻拳葬于豕闕、示死不失職 ○九一七b
- 14 此大闕當如司門、非闕人、若漢晉城門校尉
- 
- 15 言鬻拳愛君非臣法 ○九一七b
- 16 圃植瓜蒞、圃養禽獸 ○九一八a
- 17 子頽徧舞六代樂 ○九一九b
- 18 書文姜薨葬、明子母不絕 ○九二〇a
- 19 闕西辟象魏之西偏 ○九二〇b
- 20 王與鄭伯以武公之略 ○九二〇b
- 21 鄭伯怨鑿鑑不如虢公辭 ○九二一a
- 22 肆大眚不爲葬文姜 ○九二一b
- 23 陳敬仲使飲齊桓酒、必非召公 ○九二二a
- 24 敬仲既非召公、不得言將享必卜 ○九二三a
- 25 占辭謂之繇、其法當韻 ○九二三b
- 26 遇觀之否、皆取前後二卦 ○九二四b
- 27 觀國賓王、他人有國而已、作賓之象 ○九二五a
- 28 不變聚爲象、變散爲象、中爲互體 ○九二五b
- 29 以艮互體足成觀國光利賓王之象 ○九二五b
- 30 艮爲門闕、杜改爲門庭、以解庭實 ○九二六b
- 31 巽風行而著於坤、土爲在異國 ○九二七a
- 32 共工從孫主四岳、祭名大岳 ○九二七a

- 33 二至四有良象、故知興於大嶽之後  
〇九一七b
- 34 傳言齊陳終始、未知何時改田氏  
〇九一六a
- 35 南蒯卜亂則不可、臧會卜僭乃吉  
〇九一六a
- 36 內臣不得外交、故祭叔不言使  
一〇一a
- 37 齊因祭社蒐軍實、魯公往觀  
一〇一a
- 38 書荆人來聘、楚始通未成其禮  
一〇一b
- 39 杜以嘉樂爲嘉禮、又朝不屬嘉  
一〇一b
- 40 丹楹刻桷加非禮於宗廟以飾夫人  
一〇一三a
- 41 莊公寵孟任、故娶緩而入難  
一〇一三a
- 42 大夫宗婦同贄、俱見小君  
一〇一三b
- 43 正禮楹不丹、桷不刻  
一〇一四a
- 44 傳言宗婦覲用幣、唯舉非常  
一〇一四b
- 45 五等諸侯執玉、世子附庸孤卿執帛  
一〇一四b
- 46 \*周莊僖二王崩葬皆不見、王室弱故  
〇九一三a #
- 47 \*齊殲于遂、猶鄭弃其師  
〇九一三b
- 48 \*鄭詹不能如叔孫豹、故書逃賤之  
〇九一四a
- 49 \*母弟稱公子  
一〇一六a ##
- 50 日食大水鼓牲、二事皆失之  
一〇一六a

- 卷十二 莊公二十五年至三十二年
- 1 六月夏之四月、文十五年直六月  
一〇一七a
  - 2 正月謂夏四月、周六月陰曆未起  
一〇一七b
  - 3 日食日之常、聖王因事設教  
一〇一七b
  - 4 用幣請救於上公、伐鼓自攻責  
一〇一八a
  - 5 天災有幣無牲、詩禮祈禱皆有牲  
一〇一八a
  - 6 月侵日不順故特鼓、然月食亦有鼓  
一〇一八b
  - 7 晉自文公後、司空非卿官、而典事同  
一〇一九a
  - 8 二十年二十六年傳不解經  
一〇一九b
  - 9 臣卒不名、故原仲稱字  
一〇一〇a
  - 10 \*季友違禮、會外大夫葬  
一〇一九b
  - 11 婦人書歸書來書如  
一〇一〇b
  - 12 西都既賜秦、則東都別有召地  
一〇一一a
  - 13 賜齊侯命、命爲侯伯  
一〇一一b
  - 14 齊伐衛以舍罪、各賂稱人  
一〇一一b
  - 15 書戰伐圍入滅例  
一〇一二b
  - 16 衛人及齊人戰、被伐者爲主  
一〇一三a
  - 17 書大無麥禾於冬  
一〇一三b
  - 18 告糴于齊、左云禮也、公穀云譏也  
一〇一三b

※

- 19 乞師緩於穀、故告羅不言如 一〇三 b
- 20 臧僖伯文仲會祖 一〇三 b
- 21 鄭有城門外郭門遠郊門 一〇四 b
- 22 繼旒曰旒、軍行旒居前、殿在後 一〇四 b
- 23 都邑非必四縣四井、邑有廟雖小曰都 一〇五 a
- 24 書新與書新作異、延廐義不可知 一〇五 b
- 25 馬日中而出入、春作廐不時 一〇六 a
- 26 春秋唯侵伐襲三名、與九伐異 一〇六 b
- 27 龍見戎事至、日至而畢 一〇七 a
- 28 季秋日體在房、角元見東方 一〇七 a
- 29 十月初心星次、角元東見 一〇七 b
- 30 水昏正謂十月中定星昏而正 一〇七 b
- 31 獻囚獻功獻器皆稱獻捷 **【欠文】**
- 32 齊人楚人失辭稱獻捷 一〇九 b
- 33 大都以名通者不繫國 一〇〇 a
- 34 莊公薨于路寢得其正 一〇〇 a
- 35 神降于莘謂無形有聲 一〇三 a
- 36 以其物享神、若甲乙日祭先脾之類 一〇三 b
- 37 神厭毓而賜土田、猶晉筮驅姬亦吉 一〇三 b

- 38 投蓋謂投身以蓋物、或云投車蓋 一〇三 a
- 39 成季酖僖叔、鳩或爲酖 一〇三 b
- 40 \*歲饑築鄆備難、與城西郭同 一〇三 a #
- 41 \*二五耦謂墜傷晉室 一〇三 a
- 卷十三上 閔公元年至僖公四年
- 1 啓開因漢諱而亂 一一一 a
- 2 國人喜而呼曰季子來歸、史因書之 一一一 a
- 3 管仲請齊救邢、以從簡書 一一二 a
- 4 管夷吾諡敬 一一二 a
- 5 趙魏世系 一一三 a
- 6 萬盈數、魏大名 一一四 a
- 7 辛廖晉大夫、辛雖周人而支流於晉 一一四 b
- 8 魏後爲諸侯、公侯復始之驗 一一五 a
- 9 喪終吉祭爲禘、莊公喪未闋、別立廟祭 一一五 a
- 10 高侯來平魯亂、值新君立、遂結盟 一一六 a
- 11 宮中門有闈闈閣之等 一一七 a
- 12 季子以私恩存孟氏、故略慶父罪 一一七 b
- 13 周社亳社之間、執政所在 一一八 a

- 14 季氏亡則魯不昌、後果與魯俱滅 二一八 b
- 15 離變乾故云同復于父、敬如君所 二一八 b
- 16 衛戴公立十數日、亦稱一年 二一〇 a
- 17 魚軒魚服以魚獸之皮爲飾 二一二 a
- 18 歸重錦三十兩、兩五尋 二一二 a
- 19 臯落氏赤狄別種 二一二 b
- 20 杜以驪姬二五奚齊曲沃證辛伯之言 二一四 b
- 21 \*齊仲孫因出疆來省難、嘉而字之 二一 a #
- 22 \*畢萬筮仕、遇屯之比 二一四 b
- 23 \*榮在河南、其北亦稱榮 二一九 b
- 24 四馬曰乘、衣禪複具曰稱 二一〇 b
- 卷十三下 僖公元年至四年
- 1 魯僖閔公庶兄 二一 a
- 2 \*齊師救邢次聶北、三傳異義 二一 a
- 3 邢許自遷、宿陽強 二一 b
- 4 書姜氏薨、不言殺諱之 二二 a
- 5 公穀以書氏去姜爲貶、左氏無貶 二二 b
- 6 君親之惡諱、雖有例而無常準 二三 a

- 7 齊威救邢逐狄師、無私取 三二四 a
- 8 侯伯救患分災謂州長 三二四 a
- 9 書城楚丘、與城邢異、邢已遷 三二五 a
- 10 會江人黃人、三傳義異 三二五 a
- 11 城楚丘而封衛 三二五 b
- 12 禮過他國必假道 三二五 b
- 13 將假道故言虞能病冀、晉不能報執 三二六 a
- 14 惡虞貪賄、故以虞爲兵主 三二六 b
- 15 言豎紹始漏師、爲齊亂張本 三二七 a
- 16 僖不雨每時一書、又書得雨、與文公異 三二七 b
- 17 徐舒相去遠、而越境滅國 三二八 a
- 18 蔡潰遂伐楚、因行而侵蔡 三二九 a
- 19 許男卒不地內桓師 三二九 a
- 20 楚子本遣屈完觀齊、完自求盟 三二九 b
- 卷十四 僖公四年至五年
- 1 楚界未至南海、因北海稱所近 三三〇 b
- 2 五侯九伯先儒無同鄭說者 三三二 a
- 3 齊侯夸四履、杜釋河海之竟 三三二 a



- 4 齊漢晉時河道與古不同 三二二b
- 5 茅縮酒之義、杜從鄭興、荊州菁茅未審 三二三a
- 6 昭王南征不復、非一說 三二三a
- 7 釋資糧屎屨 三二三b
- 8 周禮先筮後卜、春秋時不皆然 三二四a
- 9 以象滋數、言筮短龜長、實未必然 三二四b
- 10 薰猶十年有臭、善易消惡難除 三二五a
- 11 驪姬酖酒董肉、公不怪其六日不敗 三二五b
- 12 晉以明年告殺申生 三二六b
- 13 杞伯姬來寧、成風因朝其子 三二六b
- 14 諸侯不再序、王世子與會不與盟 三二七a
- 15 鄭伯辟首止之盟而逃 三二七b
- 16 虞公貪寶拒諫而亡、故稱人以執 三二七b
- 17 傳書正月朔日南至 三二八b
- 18 觀臺臺上屋可觀望 三二九a
- 19 積章成部、積部成紀 三二九a
- 20 釋分至啓閉 三二九a
- 21 二鄭釋雲物之占 三二九b
- 22 稽首頓首拜手之異 三三〇a

- 23 襄王子帶同母、史記云異母非 三三三a
- 24 釋輔車相依 三三三a
- 25 大王三昭王季二穆同異 三三三b
- 26 以勲受封必有盟、如漢功臣誓 三三三a
- 27 晉以桓莊之族偪盡殺之 三三三a
- 28 杜以蔡命爲逸、其物作繫物 三三三b
- 29 周臘大蜡各一祭、漢不蜡而臘 三三四a
- 30 卜偃以童謠期滅虢 三三四b
- 31 日月合朔在尾、故至旦月過在天策 三三五b
- 32 \*諸侯薨于朝會王事加等以斂 三三四a
- 卷十五 僖公六年至十五年
- 1 諸侯無故不造城、齊威以新密罪鄭 三三一b
- 2 釋面縛銜璧、因疏史記書微子事謬 三三二a
- 3 禹貢周貢有常職、周衰聽於霸主 三三三b
- 4 會不列姦、故辭鄭世子華 三三四b
- 5 王臣與諸侯會盟、或譏與否 三三五b
- 7 鄭伯新服未與會、故別言乞盟 三三六a
- 8 哀姜於禮不應致歷、三禘而後行 三三六a

- 9 小寢對路寢爲小、殯廟謂朝廟 二二七 a
- 10 稱宰有宰夫以上稱公、有三公五等公 二二八 a
- 11 未適人何以卒、男冠女笄皆成人 二二八 b
- 12 書王公崩薨弑皆從赴 二二九 a
- 13 天子諸侯在喪所稱之辭 二二九 b
- 14 公侯未葬稱子、唯盟泚書衛子異 二二〇 a
- 15 尊齊侯故賜胙、比二王後 二二〇 b
- 16 齊侯異姓、九命之伯稱伯舅 二二〇 b
- 17 小伯余 二二一 a
- 18 侯氏下拜登受之禮 二二二 b
- 19 忌則多怨、又焉能克 二二四 a
- 20 荀息稱名、猶高厚從君於昏 二二四 b
- 21 申生請於帝、以晉界秦妖夢 二二六 a
- 22 雖改葬加諡、申生猶忿 二二六 b
- 23 諸雜戎在伊雒間 二二八 b
- 24 諸侯先城楚丘、至此築郭 二二九 a
- 25 君子謂管氏宜世祀、而詞無驗 二二九 b
- 26 沙鹿崩、依元后傳爲山名 二三二 b
- 27 諸侯城綠陵、不歷序其人譏之 二三三 a
- 
- 28 沙鹿崩謂有大咎、梁山崩云有朽壤 二二三 b
- 29 己卯晦震夷伯之廟、大夫既卒書字 二四一 b
- 30 震霹靂而雷電擊之 二四一 b
- 31 申生母非齊桓女、惠文母非姊妹、世家謬 二四二 b
- 32 晉惠公許賂中大夫而背之 二四二 b
- 33 釋河外列城及虢略解梁 二四三 a
- 34 卜人用筮、故以雜辭占壘 二四三 a
- 35 內外貞悔及秦晉之象 二四三 b
- 36 馬不習水土、則氣狡憤生疾 二四五 a
- 37 秦穆姬以子女登臺履薪請晉侯 二四六 a
- 38 傳無穆姬四十餘言、後人妄增 二四六 b
- 39 晉始作爰田州兵 二四七 b
- 40 史蘇衍歸妹之睽自爲辭 二四八 a
- 41 士女歸妹爻辭、杜服用變爲說 二四九 a
- 42 釋離震卦變坎互體 二四九 b
- 43 釋車說輶火焚旗及宗丘 二四〇 a
- 44 姑姪以離震推之 二四〇 b
- 45 敗德先有象數、龜筮從知之 二四二 b

- 46 箕子爲紂父或兄、名胥餘 一四三 b
  - 47 \* 僖公敗邾師亡信義、故杜別爲之說 二一四 a ※
  - 48 重問謂聘問之幣 二一七 a #
  - 49 七輿大夫 二一七 a
  - 50 \* 左傳國語書晉侯受玉辭異 二一八 a
  - 51 \* 國高天子所命上卿、管仲下卿 二一九 a
  - 52 \* 秦輸晉白渭雍逆流至汾絳 二二三 a
  - 53 \* 鄆子不朝而絕昏、故季姬使來朝 二二三 a
  - 54 \* 皮之不存毛、將安傳言背秦施結怨 二三三 b
- 卷十六 僖公十六年至二十六年
- 1 書星隕、隕石各隨聞見而記 一四一四 a
  - 2 六鷁遇風退飛、宋以災告 一四一四 a
  - 3 季字友名、或云季友仲遂生賜族 一四一四 b
  - 4 對文祥妖異、散文惡亦稱祥 一四一五 a
  - 5 石鷁陰陽之事、非人所生 一四一五 b
  - 6 邾執鄆子用之、猶經惡楚用蔡世子 一四一三 a
  - 7 書梁亡自取之 一四一三 b
  - 8 汴從河出、唯從汴出 一四一三 a

- 9 亳社始用人、唯舊用人 一四一三 a
- 10 六畜不相爲用、若祭馬不用馬 一四一三 b
- 11 齊桓存三亡國、猶曰薄德 一四一三 b
- 12 書新作南門更造之文 一四一四 a
- 13 魯城南有四門、今高大稷門失土功之時 一四一四 b
- 14 雩得雨則書雩、不雨則書旱 一四一五 b
- 15 方下種而書夏大旱、旱而不書饑 一四一六 a
- 16 疋是女巫疋弱、或云病人 一四一六 b
- 17 有別國而不能自通私屬諸侯者 一五一 a
- 18 秦晉遷戎伊川、辛有言驗 一五一 b
- 19 協比其鄰近則昏姻甚回旋 一五二 b
- 20 敬之天惟顯思 一五二 b
- 21 舉今禘盞以釋古胃 一五三 a
- 22 諸侯門官蓋天子虎賁氏之類 一五三 b
- 23 雖及胡者、獲則取之 一五四 a
- 24 鼓以聲氣、金有止鼓之時 一五四 b
- 25 禮無二適而鄭文有兩夫人 一五五 a
- 26 俘馘 一五五 a
- 27 楚霸王自許、故鄭享以九獻 一五五 b

- 28 周禮享賓客與祭祀不異 一五五b
- 29 秦楚不與中國準 一五六b
- 30 策名委質 一五七b
- 31 杞用夷禮、貶書子 一五八a
- 32 晉語書野人與塊、復於壽星 一九九b
- 33 娶辟同姓畏黷、未必皆是滅姓 一五二b
- 34 廣儉文禮肅寬忠力 一五三b
- 35 懷嬴奉匱沃盥 一五三a
- 36 富辰以封國屬周公、其實歷武成康 一五二八b
- 37 馬杜以二叔爲夏殷末、鄭賈謂管蔡 一五二九b
- 38 釋文昭武穆周公嗣 一五二九b
- 39 召穆公合宗族作周公常棣樂歌 一五二〇a
- 40 常棣是周公作、召合族在宣王時 一五二〇a
- 41 常棣一名棣、鄂鄂然不韡韡乎 一五二〇b
- 42 南汜東汜各隨所近言 一五三三b
- 43 釋地平天成、杜與孔傳暗合 一五三三b
- 44 弔喪不答拜、宋弔周喪、特拜謝之 一五三三b
- 45 宋大夫蕩妻書宋蕩伯姬 一六一a
- 46 杜注洮爲魯地誤 一六一b
- 
- 47 衛文公既葬、成公不稱爵 一六一a
- 48 晉侯請隧、欲以王禮葬 一六一三b
- 49 齊以盟主自居、故討魯私盟洮向 一六一五b
- 50 師不可謂之假借、故以乞爲名 一六一五b
- 51 釋犒勞以師、枯槁勞之 一六一六a
- 52 楚千二百年、不得爲十二世 一六一七b
- 53 熊摯適子不得立自奔於夔 一六一八a
- 54 凡師能左右之曰以 一六一八a
- 55 \*齊桓公三夫人六嬖五公子六十七日乃殞 一四一八a
- 56 \*楚子賜鄭伯金戎、無以鑄兵 一四一九b
- 57 \*邾人執鄆子用之、言若用畜產 一四二二a
- 58 西宮公別宮、非闕廟 一四二四a
- 59 \*邾人滅須句、而曰蠻夷猾夏 一四二七b
- 60 \*古者禮會賦古詩以見意 一五二三a
- 61 杜謂全稱詩篇者多取首章 一五二三b
- 62 \*下義其罪、上賞其姦 一五二七a
- 卷十七 僖公二十七年至二十八年
- 1 書楚人如齊人例、書征伐先主兵 一六一九a

- 2 國老卿大夫致仕者 一六一〇b
- 3 用子玉以靖國、靖內而敗外 一六一〇b
- 4 三軍中爲尊、二軍上爲尊 一六一二b
- 5 郤穀五十守學彌篤、使爲元帥 一六一二b
- 6 漢魏間因伏生謬、混虞夏書 一六一三a
- 7 晉文公利民非一民懷其生 一六一三b
- 8 魯刺公子買、內殺大夫皆書刺 一六一三b
- 9 魯殺子叢、告晉楚之詞異 一六一三b
- 10 晉執曹伯畀宋人三傳異、杜謂謫而不正 一六一四a
- 11 會以國爲序、盟則異姓爲後 一六一五a
- 12 左氏於踐土無召王之事、與公穀異 一六一五b
- 13 會溫陳在鄭下、與後至例異 一六一六a
- 14 釋距躍曲踊三百 一六一八b
- 15 西廣東宮兵 一六一〇a
- 16 食言肥直氣飽 一六一二a
- 17 傳舉鞞鞞鞅鞅小事、明諸事皆備 一六一三b
- 18 王賜晉侯大輅戎輅之服 一六一四a
- 19 拒鬯一卣 一六一四b
- 20 釋孟諸之麋 一六一六a

- 21 風于澤失馬牛、又軍中亡旃 一六一六a
- 22 師有功則愷樂愷歌 一六一九a
- 23 衛元咺訟君、鍼寧代君坐獄 一六一九b
- 24 寧俞爲君職橐籥 一六二〇a
- 25 晉實召王而書狩、此文公謫而不正 一六二〇a
- 26 河陽趙盾泄治三事特稱仲尼曰 一六二三a
- 27 諸侯與王人盟于翟泉、沒公皆稱人 一七一a
- 28 晉自溫會後嘗伐鄭、鄭至今未服 一七一a
- 29 \* 杞用夷禮、貶爵曰子 一六二〇a
- 30 \* 城濮子玉及陳蔡之師不書、楚告略 一六二四b
- 31 \* 晉有三軍、今增地三行、辟六軍名 一六二三b
- 卷十八 【欠文】
- 卷十九 【欠文】
- 卷二十 【欠文】
- 卷二十一 【欠文】
- 卷二十二 宣公元年至四年上
- 1 不譏喪娶、言不待貶責而自明 一六一一a

- 2 遂不書公子、婦姜不書氏 三一一b
- 3 奔者逃死四鄰、放者受罪黜免 三一二a
- 4 會斐林伐鄭、先會後伐 三一一三a
- 5 諸侯之卿稱名氏、所以尊君命 三一一三b
- 6 遂不書公子、尊夫人 三一一三b
- 7 胥甲趙穿同罪異罰 三一一四a
- 8 春秋篡弑之君、列會則位定 三一一四a
- 9 宋魯弑君、晉皆受賂 三一一四b
- 10 得大夫生死皆曰獲 三一一五b
- 11 戎昭果毅以聽之之謂禮 三一一六b
- 12 犀兕可以制鎧 三一一八b
- 13 晉靈公殺宰夫冀春 三一一九b
- 14 三進及溜而後視之 三一一〇a
- 15 正燕不止三爵、此趙盾小飲酒 三一一〇b
- 16 服本趙盾遂跌而下、杜跣作扶 三一一二a
- 17 宦者學仕、學者學經 三一一二a
- 18 越竟乃免以責盾、謂卿位猶在 三一一三a
- 19 無畜羣公子、非驪姬詛、乃國人詛 三一一三b
- 20 公族之官掌公族及卿大夫子弟 三一一三a
- 
- 21 適子之母弟卿大夫之妾子屬餘子 三一一三b
- 22 晉有公族餘子公行、周禮無此名 三一一三b
- 23 卿適當爲公族、避屏季掌旄車 三一一四a
- 24 盾使季爲衰之意 三一一四b
- 25 殯後啓前郊與五郊不廢 三一一五a
- 26 釋魍魎罔兩 三一一六a
- 27 傳言夢天凡三、皆恍惚之言 三一一七a
- 28 公子士朝于楚合稱聘 三一一七b
- 29 手五指各有名、手足異名 三一一八b
- 30 弑君稱君君無道、稱臣臣之罪 三一一九b
- 31 殺不成君者、亦與成君同義 三一一〇a
- 32 左弑列惟趙盾許止楚比棄疾、餘從赴 三一一〇a
- 33 君失位臣出奔、皆其自取 三一一〇b
- 卷二十三 宣公四年至十一年
- 1 越椒射楚子、汰輻及鼓、跗著丁寧 三一一三a
- 2 兵車無蓋、以笠蔽禦寒暑 三一一三a
- 3 諸侯嫁女於大夫、書嫁不書歸 三一一一a
- 4 女適人當稱夫族、以反馬乃成婦 三一一一b

5	宣公執辱連昏鄰國之臣、書至以示過	三一 b
6	何休難昏禮無反馬、鄭玄答之	三二 a
7	盈其貫、杜劉異義	三三 a
8	周易論變、雖不筮必以變言	三四 a
9	有小乞大、大乞小、或彼此同謀	三五 a
10	慢盟主以取執辱、故黑壤之盟、諱不書	三六 b
11	仲遂使齊以疾還非禮	三六 a
12	魯卿佐之喪納舞去籥、不知廢釋	三六 b
13	吳越本末	三七 b
14	旱無麻葬、始用葛芾	三八 a
15	左氏以雨不克葬為禮	三八 b
16	而克葬、乃克葬異辭	三七 a
17	洩冶死而書名、不為春秋所貴	三九 b
18	晉荀林父帥師伐陳	三〇 a
19	書崔氏、齊誤以族告、非譏世卿	三一 a
20	對文族姓別、散文通	三三 a
21	*天子大夫稱字	三二 b
22	鄭人討亂斲子家之棺、不從卿禮	三四 a
23	先書殺微舒、後入陳、善楚子	三四 b

24	納孔儀二臣、善其功足補過	三五 a
25	使封人慮事	三六 a
26	微舒以王父少西為氏	三六 b
27	楚討陳屬國從行	三七 a
28	鄭自厲役以來南北兩屬、故明年楚圍鄭	三八 a
29	*楚縣大夫僭稱公	三七 a
#		
卷二十四	宣公十二年至十三年	
1	宮即廟、所從言異	三二 a
2	墀堞俾倪短垣短墻女牆一物	三二 a
3	厲宣鄭所自出、桓武始封	三三 a
4	夷於九縣謂楚所滅九國	三三 a
5	韓厥為萬會孫、或玄孫	三四 a
6	楚以令尹為長、而大宰卑	三五 b
7	右轅左追蔭謂在道、非對陳時	三五 b
8	前茅慮無、如今斥候躡伏	三六 a
9	*中權後勁	三六 a
10	內姓外姓	三六 b
11	等威文兼貴賤	三七 a

12	仲虺祖薛爲奚仲之後	三二七b
13	引仲虺證兼弱、引洵詩證香味	三二七b
14	軍師軍佐	三二八b
15	引帥之臨論律否臧之義	三二八b
16	坎變爲兌、是衆散爲弱	三二九a
17	有律以如己言法從人	三二九b
18	輿尸謂敗死亦訓尸爲主	三三〇a
19	杜以蚡冒蘇武王父、不從史記	三三三a
20	韋路柴車、藍縷敝衣	三三三a
21	廣有一卒卒偏之兩	三三三a
22	引穰苴司馬法證大偏法	三三三b
23	左右廣代主畫、內官序當夜	三三三a
24	鄭從楚未從楚本末	三三三b
25	挑晉師故言致師	三三三a
26	車左射菽矢之善者	三三三a
27	射麋麗龜謂著其背	三三三b
28	廣車輶車	三三三b
29	三代行軍有鈞車寅車元戎	三三三b
30	游闕謂游車擬補闕	三三三b

31	舊法先乘右廣今乘左	三三八a
32	楚人甚晉脫屣、高橫木可脫、甚謂教	三三八a
33	楚教晉伐旆投衡使不帆風	三三八b
34	輜重輦皆以載物、常在軍後	三三九b
35	武王克商作頌、乃周公作	三三〇b
36	頌一章而言卒章、餘篇言三言六	三三〇b
37	楚爲遷主作宮、猶武王僇于牧室	三三三a
38	進盡忠退補過二說	三三三b
39	還無社號申叔展爲麥鞠鞠窮等語	三三四a
40	先穀爲原穀爲蕪子	三三五a
41	清丘之盟卿不盡、今宋見伐可以免	三四一a
42*	先穀滅族、晉刑大過、穀亦自招	三四一b
卷二十五 宣公十四年至十八年		
1	復室其子謂以女妻之	三四二a
2	鄭昭宋聾、耳目各舉一事	三四三a
3	室皇寢門闕冢門雉門皆有闕名	三四三b
4	小國事大國、若誅而薦賄則無及	三四四a
5	聘而獻物、於是有庭實旅百	三四四b



- 6 劉炫以庭實等皆主人荅賓 二四四 b
- 7 宋楚平書人、上下欲之 二四五 b
- 8 夷狄稱豪稱種、今潞稱氏 二四六 a
- 9 稱殺者兩下相殺之詞 二四六 a
- 10 初稅畝謂十取二、後遂以爲常 二四六 b
- 11 \*華元夜入楚師、登子反之牀 二四九 a
- 12 \*晉賞林父士伯、羊舌職謂文王所以造周 二四三 a ※
- 13 服氏謂華元子反私盟計 二四九 b
- 14 釋妖災及妖孽禍痾皆祥 二四二 a
- 15 文反正爲乏、文亦謂之字 二四二 a
- 16 杜以宣榭講武屋、公羊謂宣王廟不毀 二四三 b
- 17 晉中軍將上卿、太傅又尊 二四四 a
- 18 享當體薦而殺烝、士會怪問之 二四五 a
- 19 郤克徵會于齊、跛而登、穀傳克眇 二四六 a
- 20 庶有豸乎、多訓解 二四七 b
- 21 母弟之見經者二十、傳所發六條 二四八 a
- 22 吳楚僭王不書葬 二四九 a
- 23 戕殺別內外之名 二五〇 a
- 24 歸父聘晉、還而公薨 二五二 a

- 卷二十六 成公元年至二年
- 1 成公穆姜所生、左疑世家誤 二五一 a
- 2 二月無冰、今之十二月冬溫 二五一 a
- 3 杜引司馬法而名周禮 二五一 b
- 4 天子諸侯鄉遂竟內出兵法 二五二 a
- 5 穀梁丘作甲、謂以農爲工 二五二 a
- 6 劉康公既平戎、又微而伐之 二五三 a
- 7 聘會止書一使、行師並書諸將 二五四 a
- 8 小國大夫不書、今書曹大夫爲卿 二五四 a
- 9 穀梁謂宰去齊五百里甚言之 二五四 b
- 10 公會嬰齊不貶、有蔡許之君 二五四 b
- 11 楚君臣列於諸侯始末 二五五 b
- 12 守新築稱新築人、猶鄒大夫稱鄒人 二五七 a
- 13 曲縣謂軒縣三面其形曲 二五七 a
- 14 繁纓馬飾、今對曲縣、故云諸侯之服 二五七 b
- 15 仲尼名器等語在後聞之 二五八 a
- 16 中軍將自執旗鼓、君親將亦然 二五〇 a
- 17 自非元帥皆御者在中、將在左 二五二 a

- 18 齊侯不射君子非戎禮 二五二 a
- 19 國君敗績敵國、勝將猶事以臣禮 二五三 a
- 20 賓媚人即國佐、不知何等名 二五三 b
- 21 玉在獻磬之間、明二者皆玉 二五三 b
- 22 蕭同叔子為質非德類 二五四 a
- 23 三代有五伯、鄭謂霸者把也 二五五 a
- 24 以師拒戰而曰犒孫辭 二五五 b
- 25 藉口藉手 二五六 b
- 26 魯賜晉卿及大夫命服、與周禮異數 二五七 b
- 27 用蜃炭益車馬始用殉 二五七 b
- 28 宋僭王禮、椁四阿棺榦 二五八 a
- 29 晉二子自役弔衛、不敢成禮 二五九 a
- 30 子蠻御叔短命、亦罪夏姬 二五九 b
- 31 禁人不得仕謂之錮 二五九 a
- 32 畏晉竊與楚盟曰置盟 二五九 a
- 33 讖竊與楚盟、而薄宋顯盟不讖 二五九 b
- 34 蔡許君乘楚車、以失位不書 二五九 b
- 35 三公亦稱三吏 二五九 b
- 36 鞏朔獻齊捷、王待如告慶之禮 二五九 b

- 37 \* 盡東齊畝以逞欲、晉實不優 二五四 a
- 38 \* 魯以執斲執鍼織紵路楚 二五三 b
- 39 \* 引大誓意、不引本文 二五四 b
- 卷二十七 成公三年至十年
- 1 宋衛未葬稱爵接鄰非禮 二六一 a
- 2 新宮火三日哭異於餘廟 二六一 a
- 3 經闕庸咎如潰四字 二六一 a
- 4 晉卿雖六、自三以後皆下卿 二六一 b
- 5 大國侵小、故衛在晉不為次國 二六一 b
- 6 齊朝晉授玉、馬遷誤謂授王 二六一 b
- 7 韓厥服改言戎朝異服 二六一 b
- 8 鄆有東西、此欲備晉在西鄆 二六一 b
- 9 水旁已為汜、水旁巳為汜 二六一 b
- 10 杞叔姬已出而稱杞 二六一 a
- 11 山崩降服乘綬當乘墨車 二六一 b
- 12 降服出次謂次於郊 二六一 b
- 13 立武宮謂立武軍復武公廟 二六一 b
- 14 授玉東楹之東、譏鄭伯行速 二六一 a

- 15 立武宮與煬宮異、非禘  
二六一二 b
- 16 惟河東鹽池名鹽  
二六一三 a
- 17 天子諸侯內外朝路寢  
二六一三 b
- 18 國饒則民驕佚、近寶公室乃貧  
二六一三 a
- 19 鼯鼠如今鼠狼  
二六一五 a
- 20 巫臣以兩之一卒適吳、舍偏兩之一  
二六一七 a
- 21 昏有六禮、宋惟見納幣逆女  
二六一八 a
- 22 即位八年賜盟、雖緩而不宜譏  
二六一九 a
- 23 經稱王稱天王天子  
二六一九 a
- 24 諸侯一聘九女  
二六一九 b
- 25 史記趙朔取晉成公娣、不可從  
二六二二 b
- 26 史記滅趙事存趙事與左違不可從  
二六二三 a
- 27 膏肓以腴不必同姓  
二六二三 a
- 28 仲年行父之聘、皆三月致女  
二六二三 b
- 29 秦以楚冠賜近臣、即今獬豸冠  
二六二五 b
- 30 冷氏世掌樂、故號冷官  
二六二五 b
- 31 晉州滿王孫滿不避周穆諱  
二六二六 a
- 32 晉太子生代父位、經書晉侯  
二六二六 a
- 33 疾在肓上膏下  
二六二九 b
- 
- 34 \*六月麥始熟、今四月  
二六二九 b
- 卷二十八 成公十一年至十六年
- 1 正月公在晉、不書諱見止  
二七一 a
- 2 娣嬖之名不計夫之長幼  
二七一 b
- 3 周公出奔晉、凡自周無出  
二七二 b
- 4 交贄往來謂聘使  
二七二 a
- 5 享聘客金奏在庭、今爲地室驚賓  
二七二 b
- 6 燕己臣以樂、納賓聘客必然  
二七二 a
- 7 朝而不夕、言無事  
二七二 a
- 8 爭尋常以盡其民  
二七二 b
- 9 世治則公侯扞民、亂則役武夫害人  
二七二 a
- 10 郤至引詩武夫答一矢之言  
二七二 a
- 11 晉以侯伯乞師執謙以逼成  
二七二 b
- 12 書朝王所與如京師不同  
二七二 a
- 13 禮身之幹、敬身之基  
二七二 b
- 14 王以行人之禮待宣伯、而賄爲介者  
二七二 a
- 15 盛以脈器曰脈、出兵祭社曰宜  
二七二 a
- 16 受中定命  
二七二 b

- 17 養之以福、敗以取禍 二七一 a
- 18 呂相說言諸侯致命于秦、杜劉異 二七三 a
- 19 伐保城亦是誣秦 二七三 b
- 20 晉自召公子雍非秦罪 二七三 b
- 21 師役戰聚古人爲文有辟 二七三 b
- 22 絕秦是厲公之言、宜稱寡人 二七四 a
- 23 晉辭欲親狄以曲秦、故引狄于昏姻 二七四 b
- 24 諸侯不得祭天、此云告昊天上帝 二七五 a
- 25 佞非善惡之稱、故以不佞爲謙 二七五 b
- 26 \* 晉多誣秦、傳唯據三事 二七五 b
- 27 秦爵二十級、春秋時已有 二七六 a
- 28 經文依策書、傳文采簡牘 二七六 b
- 29 咒鱘其鯨 二七九 a
- 30 再發稱族尊君命、舍族尊夫人例 二七九 a
- 31 東門氏至嬰齊爲後改仲氏 二七〇 b
- 32 宋華元挾晉以歸、書之示其本情 二七三 a
- 33 惡不及民不稱人以執 二七三 b
- 34 子臧季札衛郢楚閩皆守節者 二七三 a
- 35 正月今仲冬而雨木冰寒過節 二八一 a

- 36 楚子傷目、故書楚子敗績 二八一 b
- 37 行父歸自茗丘、不書至厭於公尊 二八一 a
- 38 德行詳義禮信戰之器也 二八一 a
- 39 周語杜注以先王言后稷 二八一 a
- 卷二十九 成公十六年至十八年
- 1 楚壓晉、吳敗楚、皆乘晦忌 二一七 a
- 2 巢車謂車上爲櫓 二一七 b
- 3 御者在中、故下而聽誓惟左右 二一八 a
- 4 遇復卦不變爲國蹇王傷之占 二一八 b
- 5 欒書將載晉侯、其子鍼曰書退 二一九 a
- 6 遣人以弓謂之問 二二〇 a
- 7 韎韋之跗、注若袴而屬於跗 二二〇 b
- 8 在軍均服、卻至獨以韎韋見識 二二〇 b
- 9 肅拜但附下手、若後世摠 二二一 a
- 10 諜軍中反間、晉時謂之細作人 二二二 b
- 11 軍吏各建旌旗 二二三 a
- 12 傳言子反醉與呂氏春秋異 二二三 b
- 13 篡弑之君、既列於會則不復討 二二五 b

- 14 諸侯歸國、名不名皆從告 二六一五b
- 15 國語稱郤至語與此異、故或疑國語非丘明作 二六一八b
- 16 郤至稱伐越、次欲求晉政 二六一九a
- 17 九月用郊從史文、公穀謂用者不宜用 二六一九b
- 18 范文子叔孫昭子、皆折死而死 二六二二b
- 19 聲伯夢食玫瑰爲含象 二六二三a
- 20 悼公周晉襄公會孫 二六二四b
- 21 三郤謀於樹、樹爲講武堂 二六二五b
- 22 殺三郤殺胥童並爲國討 二六二七a
- 23 晉侯爵葬車七乘、今厲公以一乘 二六二六a
- 24 士華免大夫而爲士官掌刑 二六二六b
- 25 內宮之朝夫人宮有朝羣妾處 【欠文】
- 26 爲君當服斬、杜謂厲公弑絕無喪制 二六二九a
- 27 晉用四卿、其父祖皆有勞 二六三〇a
- 28 擇惇惠文敏果敢敬慎靖爲公族大夫 二六三〇a
- 29 用孤卿御右四人皆公知其能 二六三〇b
- 30 晉作三行無多年、中行右行皆爲事 二六三〇b
- 31 周校人不屬大御、此傳諸侯法、或新法 二六三三a
- 
- 32 校人主養馬、此校正乃助訓御 二六三三a
- 33 車右訓勇士共時使 二六三三a
- 34 國語晉軍官名與此少異 二六三三b
- 35 乘馬御訓羣駒使之禮 二六三三a
- 36 卿總羣職、公族大夫以下各主一事 二六三三b
- 37 大國三卿、晉有四軍八卿 二六三三a
- 38 鄭玄何休各言五霸、霸無定限 二六三三b
- 39 曰入曰復歸曰歸曰復入例 二六三四a
- 40 塞夷庚謂斷吳晉要道 二六三五b
- 41 魯君薨葬順制者惟成公 二六三七a
- 卷三十 襄公元年至四年上
- 1 王崩而傳釋朝聘爲禮、以崩赴未至 二六四一b
- 2 彭城非宋地、書圍宋彭城 二六四二a
- 3 謂之宋志鄭志、取二國本志 二六四二b
- 4 鄭不車戰、故云徒兵 二六四三b
- 5 虎牢屬晉不繫晉、十年乃繫鄭 二六四五a
- 6 牛云匹、猶風云潤、酒云食、馬云造 二六四五b
- 7 櫬棺水兕革棺柩梓之制 二六四六a

- 8 頌琴猶言雅琴 二九一六 a
- 9 齊遣宗婦越疆送魯葬非禮 二九一七 a
- 10 楚君以鄭故親集矢於其目 二九一七 b
- 11 鄭子罕當國謂以君薨攝君事 二九一七 b
- 12 未葬未免喪、故云官命未改 二九一八 a
- 13 諸侯盟王人、若王使之盟則無譏 二九一九 a
- 14 吳爲組甲被練以伐楚 二九二〇 b
- 15 舉其偏謂軍師屬己者 二九二一 b
- 16 戮有徇非徒殺之、扶以徇亦稱戮 二九二二 a
- 17 魏絳嬖之子、世家爲嬖孫 二九二四 b
- 18 杜言妾母得爲夫人、成風定姒無譏 二九二五 a
- 19 軍禮不伐喪 二九二六 a
- 20 金奏謂先擊鐘 二九二六 b
- 21 肆夏文王鹿鳴皆言三 二九二七 a
- 22 牧伯命數雖異皆云侯 二九二八 a
- 23 歌詩燕享及升筮間合之節 二九二八 b
- 24 鹿鳴燕已臣、若燕聘客惟君迎異 二九二九 a
- 25 詢度諏謀并咨爲五善、又云六德 二九二九 b

## 卷三十一 襄公四年下

- 1 君夫人生已有機、定姒賤素無器備 二九一〇 a
- 2 季孫使略木爲椁、匠慶略之蒲圃 二九一〇 b
- 3 齊宋請邾滕爲附庸、今魯請鄆 二九一一 b
- 4 據此太康少康尚有百載、與史記少異 二九一三 b
- 5 殺夷羿滅寒浞立少康 二九一三 a
- 6 文王天命未改未得命百官、故爲武王 二九一四 b
- 7 百官箴王闕、如揚雄崔駰等皆倣爲之 二九一四 b
- 8 王有稱帝、帝有稱王 二九一五 a
- 9 夷狄荐居謂逐水草 二九一五 b
- 10 猶今俗語云委頓 二九一六 a
- 11 魯人避陳子游父諱、改藩爲番、音皮 二九一六 a
- 12 杜取鄭衆麻髮相半釋髮、不從玄 二九一六 b
- 13 會吳于善道柎鐘離、公羊爲外吳 二九一七 a
- 14 楚人討陳叛故、由令尹子辛貪欲 二九一七 a
- 15 虞書成允成功、傳爲夏書、杜爲逸書 二九一七 b
- 16 君臨大夫喪、位在阼階西鄉 二九一八 b
- 17 杞桓公與成公同盟、故赴以名 二九一八 b
- 18 華與樂相優、謂爲調戲 二九一八 b

- 19 向戌蓋華臣子罕善樂轡忍忿求安 三〇一六 a
- 20 季武子代父爲卿見大國 三〇一六 b
- 20 傅堞爲堙、謂周城爲土山及女牆 三〇一七 a
- 22 遷萊君寄居于小邾 三〇一七 a
- 23 啓蟄而郊、今卜春分後太晚 三〇一七 b
- 24 祭祀不祈而以祭獲福、故云祈農 三〇一八 b
- 25 啓蟄建寅中氣、耕記春分 三〇一九 b
- 
- 26 穆子引行露、言非才不可居位 三〇二〇 a
- 27 穆子釋靖共正直之義 三〇二一 a
- 28 禮登階臣後君一等 三〇二一 a
- 29 穆叔釋退食委蛇之詩 三〇二一 b
- 30 晉悼復霸、故魯公稟朝聘之數 三〇二二 a
- 31 晉八卿和睦 三〇二二 b
- 32 寧俞不敢受彤弓、范匄受之爲知禮 三〇二七 b

付錄二 宋代九經疏關係略年表

961		北宋時代	1128 高 建炎	2	南宋時代
:			1129 宗	3	
977 太 太平	2		1130	4	
978 宗 興國	3		1131 紹興	1	
979	4		1132	2	
980	5		1133	3	
981	6		1134	4	
982	7		1135	5	
983	8		1136	6	
984	9		:	:	
985 雍熙	2		:	:	
986	3		1160	30	
987	4		1161	31	
988 端拱	1	↑ 【II 國子監本】	1162	32	
989	2	周易	1163 孝 隆興	1	
990 淳化	1	尚書	1164 宗	2	
991	2	毛詩	1165 乾道	1	↑ 【IV 越刊八行本】
992	3	禮記	1166	2	周易
993	4	左傳	1167	3	周禮
994	5	↓	1168	4	尚書
995 至道	1		1169	5	
996	2		1170	6	
997	3		1171	7	
998 真 咸平	1		1172	8	
999 宗	2		1173	9	
1000	3		1174 淳熙	1	
1001	4	↑ ◎孝經·論語·爾雅	1175	2	
1002	5		1176	3	
1003	6		1177	4	
1004 景德	1	儀禮	1178	5	魏了翁生
1005	2	↓ ◎公羊·穀梁·周禮	1179	6	
1006	3		1180	7	
1007	4		1181	8	
1008 大中	1		1182	9	
1009 祥符	2		1183	10	
:	:		1184	11	
:	:		1185	12	



1186	13	
1187	14	
1188	15	
1189	16	
1190	光紹熙	1
1191	宗	2
1192		3
1193		4
1194		5
1195	寧慶元	1
1196	宗	2
1197		3
1198		4
1199		5
1200		6
1201	嘉泰	1
1202		2
1203		3
1204		4
1205	開禧	1
1206		2
1207		3
1208	嘉定	1
1209		2
1210		3
1211		4
1212		5
1213		6
1214		7
1215		8
1216		9
1217		10
1218		11
1219		12
1220		13
1221		14
1222		15
1223		16
1224		17

◎禮記・毛詩

論語

孟子

欠 { (公羊)  
(穀梁)  
(儀禮)  
(爾雅)

◎左傳 朱子没

【V 宋刊十行本】

附釋音本

欠 { (儀禮)

? { (爾雅)

1225	理寶慶	1	魏了翁
1226	宗	2	靖州に在り
1227		3	
1228	紹定	1	九經要義 作成
1229		2	
1230		3	
1231		4	
1232		5	
1233		6	
1234	端平	1	
1235		2	
1236		3	
1237	嘉熙	1	魏了翁没
1238		2	
1239		3	
1240		4	
1241	淳祐	1	
1242		2	
1243		3	
1244		4	
1245		5	
1246		6	
1247		7	
1248		8	
1249		9	
1250		10	
1251		11	
1252		12	◎九經要義 刊行
1253		13	

◎ 刊行年の明らかなものを示す。

←→ この間に刊行されたことが予想されることを表す。

# 魏了翁春秋左傳要義攷

野間 文史

南宋魏了翁著作「九經要義」之一「春秋左傳要義」，作為校勘唐孔穎達奉勅撰「春秋正義」的資料，有什麼程度的價值呢？本稿是關於此點進行檢討的。

其方法是參照清阮元「春秋左傳注疏校勘記」，同時，把「春秋左傳要義」和阮刻本「左傳注疏」，阮元「校勘記」沒引用的正宗寺本「春秋正義」（假使稱這本做「正本」）對照的。

其結果，我推定「春秋左傳要義」依據的「春秋正義」本是「十行本」，因此，把如下兩點搞明白了。

一．雖然「春秋左傳要義」從補充阮元「校勘記」中的「宋本」（慶元六年刊本），「正本」的意義上來說，很有効的，但是很難說該書是超過此兩者的善本。

二．因為現存的「春秋左傳要義」只是「四庫全書」所收的抄本，所以跟現在還有初刻本的「周易要義」，「儀禮要義」，「禮記要義」，「毛詩要義」比較起來，作為校勘資料價值顯然低。

平成 5 年 12 月 1 日印刷  
平成 5 年 12 月 10 日発行

(非売品)

編集兼発行者

広島大学文学部

広島市中区東千田町1-1-89

印刷者

大学印刷株式会社

広島市安佐北区上深川町809-5